# 室町幕府執事施行状の形成と展開

## ――下文施行システムを中心として――

亀田俊和

【要約】南北朝初期室町幕府において、下文等将軍発給文書の後に出された執事施行状は、内乱初期の混乱した社会情勢に対する幕府の対策として出現した考えられる。守護に遵行による下文の実現を命じるなど、下文には存在しない重要な機能を有しており、従来暗黙のうちに了解されてきたような、単なる下文の添え物ではない。初期には、下文拝領者の申状提出を受けてから発給の可否を決定する方式（申請式）が主流であったが、申状なしで自動的に発給する方式（自動式）が現れ、年を追うごとに自動式の割合が増加していった。発給手続が簡素化されることによって、徐々に執事施行状の発給は原則化されていったと考えられる。観応三（一三五二）年九月に制定された室町幕府法追加法第六〇条によって施行状の存在は追認された。その後は執事・引付頭人・将軍が施行権をめぐって争った。細川頼之期に執事の手に帰し、最終的に執事施行状が定着した。

史林　八六巻三号　二〇〇三年五月

### はじめに

南北朝初期室町幕府の所務に関する組織・制度についての主な研究は、一九六〇年代に佐藤進一氏が根本的な枠組みを作った[1]。それは、観応の擾乱以前の室町幕府が将軍足利尊氏と弟直義の二頭政治であり、尊氏が恩賞充行（主従制的支配権）、直義が所領安堵と所務相論の裁許（統治権的支配権）と権限を分割したとするものである。八五年には山家浩樹氏が、

引付方の管轄である所務沙汰を中心に検討し、将軍親裁機関の確立過程を追った。[2] 九二年には家永遵嗣氏が、足利義詮時代の申次を中心に検討した。[3] 家永氏の結論は、将軍が提訴受理に直接介入することによって親裁権を強化したと要約されよう。両氏ともに、直義・義詮の親裁権強化の観点から研究を進めたのである。八〇年代末から九〇年代にかけては、岩元修一氏が直義管下の幕府諸機関に精密な検討を加えた。[4] 氏の研究は評定・引付方についてはもとより、訴訟手続、禅律方、訴訟受理機関である「賦」、庭中方、安堵方、朝廷と幕府の関係、直義裁許状の再検討など多岐にわたるが、重要であると思われる成果は、禅律方・安堵方の基礎的研究および、直義が自らの管轄である引付方や庭中方を介して間接的にせよ尊氏の恩賞充行に関与していたとするものであろう。このように、従来は直義・義詮の所務沙汰機関の研究が中心であったと言える。

一方で、六〇～七〇年代にかけて小川信氏が古文書を網羅的に収集・分析した実証的な研究もきわめて重要な成果である。[5] 氏の主な業績は、所務関係に関しては将軍・執事（管領）の権限とその変遷を解明したこと、および引付方の衰退過程を明らかにしたことである。本稿では、氏の成果を存分に取り入れつつ議論を進めたい。

先行研究の問題点は、研究動向が直義の管轄する所務沙汰に集中し、恩賞制度については意外に研究が少ないことである。[6] この背景には、所務沙汰関係の史料が恩賞関係の史料よりもはるかに豊富である上に、前述したように先学が直義・義詮を中心とする視点を持っていたことがある。

だが、尊氏の掌握する恩賞充行・寄進権も直義の権限に劣らず、それ以上に重要であると私は考える。なぜなら、尊氏は将軍、すなわち室町幕府の首長であり、直義以上の地位を占め、幕府において最も重要な存在であったからである。また、彼の行使した恩賞充行権は、将軍の主従制の根幹をなす権限であるのみならず、当該期のような内乱期においては、幕府に貢献した武士や寺社に権益を与えることによって、彼らの幕府に対する支持を継続させ、幕府の勢力を拡大するのに有効であるため、初期室町幕府のような発足したばかりで基盤が不安定であった政権にとっては最高に重要な政策課題

であったに違いない。従って、直義の権限の研究のみでは不充分で、恩賞充行についても史料的制約を克服して研究を深化させる必要性を感じる。例えば、幕府の寺社本所勢力擁護的性格は従来から指摘されており妥当な見解であるが⑦、尊氏が恩賞充行を広範に行っている事実を踏まえると、幕府にそうした側面しか見出さないとすれば、やはり一面的理解に過ぎない感がある。また、従来の将軍親裁権強化に関する議論についても、むしろ尊氏・義詮の恩賞充行を中心に研究を進めた方が、さらに実りある成果を期待できると考える。

本稿では、恩賞制度解明の手始めとして、まずは執事施行状、その中でも特に下文施行状、すなわち将軍が発給する恩賞充行下文や寄進状が出された後、執事が改めて守護等に遵行、つまり下文・寄進状の実現を命じる文書に着目する。南北朝期から執事施行状が出現する現象は以前から知られている⑧。しかし考えてみれば、下文発給後、執事施行状を介さずに守護が直ちに遵行を行ったとしても論理的にはまったく問題はないし、後述するようにそうした実例もわずかながら確認できるのである。なぜ多くの場合、執事施行状をわざわざ発給するという煩雑な手続を採ったのであろうか。ほかにも考察するべき問題は多々あるが、従来執事施行状について検討を加えられることはほとんどなかった⑨。執事施行状の分析を通じて、恩賞充行を貫徹して内乱に勝利し、政権基盤を強化しようとした室町幕府の政策の一端が解明できればと考えている。

① 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六〇年)、同「室町幕府論」(同、初出一九六三年)。

② 山家浩樹「室町幕府訴訟機関の将軍親裁化」(『史学雑誌』九四―一二、一九八五年)。

③ 家永遵嗣「足利義詮における将軍親裁の基盤――「賦」の担い手を中心に――」(同『室町幕府将軍権力の研究』東京大学日本史学研究叢書1、一九九五年、初出一九九二年)。

④ 岩元修一「開創期の室町幕府政治史についての一考察」(『古文書研究』二〇、一九八三年)、同「室町幕府禅律方について」(川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論攷』文献出版、一九八七年)、同「初期室町幕府訴訟制度について」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九八九年)、同「南北朝前期室町幕府の安堵について」(『九州史学』九五、一九八九年)、同「南北朝期室町幕府の政務機構」(『九州史学』一〇九、一九九四年)、同「足利直義裁許状の再検討(一)(二)」(『宇部工業高等専門学校研究報告』四〇、一

九九四年）、同「初期室町幕府における庭中と恩賞充行について」（『日本歴史』五五六、一九九四年）、同「南北朝期室町幕府の訴状受理について」（『九州史学』一一八・一一九、一九九七年）など。

⑤ 小川信『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）。

⑥ 管見に入った論考を挙げると、漆原徹『中世軍忠状とその世界』（吉川弘文館、一九九八年）、註②所掲山家論文、註④所掲岩元「裁許状の再検討」、同「庭中と恩賞充行」、田代誠「軍陣御下文について」（『国史談話会雑誌』二八、一九八七年）。

⑦ 例えば、羽下徳彦「足利直義の立場――その二、裁許状を通じて――」（『史論』二六・二七、一九七三年）。

⑧ 佐藤進一「中世史料論」（同註①所掲著書、初出一九七六年）三〇四ページ、漆原徹「守護挙状の機能と特徴」（同註⑥所掲著書、初出一九九七年）八六～八七ページ。

⑨ 例えば、松井輝昭氏は鎌倉末期以降に下文等幕府裁決文書に施行状がつく理由として、押領・違乱が各地で恒常化するといった当時の社会状況があったことなどを論じている（同「国上使」・「国使節」についての覚書」（『広島県史研究』五、一九八〇年）二一～二二ページ）。この指摘自体は妥当であると考えるが、松井氏はこう述べながら執事施行状にはまったく触れないなど、従来の研究は不充分な考察にとどまっているきらいがある。

## 第一章　執事施行状の独自性

まずは執事施行状について確認しておこう。

〔史料一〕（表1・29）

豊前蔵人三郎入道正曇申、周防国岩田保地頭職（岩田左近将監跡）事、任二御下文一、不日可レ被二沙汰付一之状、依レ仰執達如レ件、

（田原直貞）

暦応三年三月四日　　（高師直）武蔵守（花押）

（長弘）
大内豊前権守殿

〔史料二〕（表1・17）

筑前国怡土庄（大伝跡）維貞朝臣事、所レ被レ充二行大友孫太郎氏泰一也、早任二御下文一、可レ被レ沙二汰一付代官一之状、依レ仰執達如レ件、

（高師直）
建武五年正月六日　　武蔵権守（花押）

（少弐頼尚）
大宰少弐殿

周知のごとく当該期には、引付頭人奉書に代表される数多くの所務遵行命令が存在した。〔史料一〕・〔史料二〕は所務遵行命令の中でも、将軍の充行下文・寄進状の旨に任せて恩賞地・寄進地を下文・寄進状拝領者に沙汰付するように、守護・探題・使節といった第三者に将軍の命を奉じて伝達する内容の文書である。寄進状の施行状も含めて、こうした文書を「下文施行状」と呼ぶことにしよう。下文施行状は、このような簡潔に定型化した文言を有するものが大部分であるのだが、中には後述するように文言が固定していないものも存在し、これをほかの遵行命令から区別するのは実は意外に難しいのであるが、原則として上島有氏の定義に従って「任二御下文一」・「任二御寄進状一」文言を持つものにまず限定する。①なお、守護・使節による同様の沙汰付命令は遵行状と見なし、下文施行状の範疇には入れないことを付言しておく。

下文施行状は執事が発給するのが普通であったから、下文施行状の大部分は執事施行状で、右例のようにほとんどすべて奉書形式である。ただ、執事は下文・寄進状以外にも御判御教書・御内書・事書などを施行することもあり、当然これらの文書も執事施行状と呼ぶことができる。また、執事だけではなく引付頭人なども、下文施行状を含むこれら各種の施行状をまったく同形式で発給する場合があり、将軍も時に御内書や御判御教書形式で施行状を発給した事実には注意しなければならない。②そこで、論旨を明確にするために、一・二章では原則として執事の発給する下文施行状に限定して論じることにする。以下特に断らない限り、執事施行状、あるいは単に施行状と呼ぶときはこのように限定した執事の施行状を指す。下文以外の文書を施行する執事施行状や、執事以外の人物が発給する施行状については、三章において瞥見することとする。

表1は尊氏、表2は直義、表3は義詮、表4は義満の、それぞれ管見に入った下文施行状の一覧表である。表5は、下文が現存しないなどの理由で、発給者を比定できなかった下文の施行状の表である。収録にあたっては右の定義に従い、執事以外の人物が発給した下文施行状も含まれている。本稿では、適時これらの表を用いて論証を進めることとする。

さて、執事施行状は単に下文を取り次ぐだけの伝達文書の一部に過ぎなかったのであろうか。この点に関して諸先学は

表1　尊氏下文施行状表

| 番号 | 発給年月日 | 状態 | 差出 | 宛所 | 所領名 | 拝領者 | 書式 | 下文発給年月日 | 備考 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 建武2.11.5 | 写 | 武蔵権守（執・高師直） | 守護所 | 遠江国西郷庄 | 富樫介高家 | ● | 建武2.9.27 | | 四天王寺所蔵如意宝珠御修法日記裏文書 |
| 2 | 建武3.4.1 | 写 | 武蔵権守（執・高師直） | 日向国守護代 | 日向国新納院地頭職 | 嶋津下野四郎時久 | ● | 建武2.12.11 | | 薩藩旧記一八所収新納文書 |
| 3 | 建武3.4.19 | 正 | 武蔵権守（執・高師直） | 厚東（マヽ）大郎入道殿 | 長門国津布田別符地頭職 | 長門国一宮太宮司貞近并供僧神官等 | ● | 建武3.4.16 | | 長府毛利家所蔵文書 |
| 4 | 建武3.9.3 | 案 | 武蔵権守（執・高師直） | 土岐伯耆入道殿 | 美乃国山口郷他 | 佐竹次郎三郎義基 | ● | 建武3.6.11 | 「申」脱 | 古簡雑纂〈佐竹侯爵本〉 |
| 5 | 建武3.10.15 | 写 | 武蔵権守（執・高師直） | 少輔四郎入道殿 | 駿河国沼津郷 | 曽我奥太郎時助 | ● | 建武3.2.8 | | 和簡礼経〈上〉 |
| 6 | 建武3.10.27 | 正 | 武蔵権守（執・高師直） | 中条判官殿 | 尾張国門真荘内三腰村極楽寺 | 禅林寺新熊野別当大輔僧都良海 | ● | 建武3.7.18 | B | 若王子神社文書 |
| 7 | 建武4.3.26 | 案 | 武蔵権守（執・高師直） | 少輔四郎入道殿 | 陸奥国雅楽庄地頭職 | 佐竹上総入道々源 | ○ | 同日 | | 常陸密蔵院蔵古文書 |
| 8 | 建武4.3.27 | 正 | 武蔵権守（執・高師直） | 大友孫太郎殿 | 豊後国八坂下庄 | 多原豊前蔵人三郎入道正畳 | ● | 建武3.4.2 | | 豊後武内淳所蔵文書 |
| 9 | 建武4.4.1 | 案 | 武蔵権守（執・高師直） | 畠山左近大夫将監殿 | 和泉国信達庄 | 紀伊国伝法院 | ○ | 建武4.3.29 | | 山城報恩院文書 |
| 10 | 建武4.5.18 | 正 | 武蔵権守（執・高師直） | 富樫介殿 | 加賀国笠野南方地頭職 | 田村能登左近大夫教俊 | ○ | ？ | | 保阪潤治氏所蔵文書 |
| 11 | 建武4.7.13 | 案 | 武蔵権守（執・高師直） | 宮内少輔太郎入道殿 | 肥前国三根西郷地頭職 | 渋谷河内入道宗真 | ● | 建武3.4.2 | | 薩藩岡元文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 建武4.8.7 | 案 | 武蔵権守(執・高師直) | 嶋津上総入道殿 | 入田兵庫助入道士寂・同出羽次郎跡 | 大友出羽蔵人入道正全 | ● | ? | B・C | 肥後志賀文書 |
| 13 | 建武4.9.26 | 案 | 武蔵権守(執・高師直) | 畠山左近大夫将監殿 | 紀伊国岡崎庄下司職半分 | 栗栖犬楠丸 | ○ | 同日 | | 森家文書 |
| 14 | 建武4.11.25 | 写 | 武蔵権守(執・高師直) | 畠山左近大夫将監殿 | 紀伊国三上庄内地頭職 | 粉河寺 | ○ | ? | | 南狩遺文 |
| 15 | 建武5.1.6 | 正 | 武蔵権守(執・高師直) | 大宰少弐殿 | 筑前国怡土庄 | 大友孫太郎氏泰 | ○ | 建武4.12.28 | | 筑後大友文書 |
| 16 | 建武5.1.29 | 案 | 武蔵権守(執・高師直) | 飯尾彦六左衛門入道殿 | 山城国久世庄上下地頭職 | 東寺八幡宮 | ○ | 建武3.7.1 | | 東寺百合文書み函二九ーーー三 |
| 17 | 建武5.2.5 | 案 | 武蔵権守(執・高師直) | 朝山出雲次郎左衛門尉殿 | 備後国信敷東方等地頭職 | 山内彦三郎通時并一族等 | ● | 建武5.2.3 | | 長門山内首藤家文書 |
| 18 | 建武5.2.6 | 正 | 武蔵権守(執・高師直) | 山名伊豆前司殿 | 伯耆国稲光保地頭職 | 波々伯部次郎左衛門尉為光 | ● | 建武4.10.19 | A・花押消滅 | 早稲田大学所蔵祇園社文書 |
| 19 | 建武5.閏7.10 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 細河三位阿闍梨御房 | 紀伊国保田庄地頭職 | 貴志二郎左衛門入道浄宗 | ○ | ? | | 紀伊御前文書 |
| 20 | 建武5.8.25 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 右馬頭殿 | 越前国宮成保等地頭職 | 園城寺 | ● | ? | A・B | 近江園城寺文書 |
| 21 | 暦応1.9.16 | 案 | 武蔵守(執・高師直) | 赤松入道殿 | 播磨国印南庄地頭職 | 八坂法観寺 | ● | 同日 | | 山城法観寺文書 |
| 22 | 暦応1.9.16 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 上椙民部大輔殿 | 上野国新田庄内平塚郷地頭職 | 長楽寺 | ○ | 建武5.9.6 | | 上野長楽寺文書 |
| 23 | 暦応2.6.11 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 小笠原信濃守殿 | 信濃国諏方郡之内大盬御牧他 | 諏方大進房円忠 | ● | ? | | 唐津市小笠原記念館所蔵文書 |
| 24 | 暦応2.7.10 | 案 | 武蔵守(執・高師直) | 佐々木隠岐太夫判官殿 | 出雲国淀新庄地頭職 | 禅林寺聖寿来迎院 | ● | 暦応2.6.28 | | 山城二尊院文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 | 暦応2.7.13 | 案 | 武蔵守（執・高師直） | 畠山左近大夫将監殿 | 杉田備前権守殿 | 紀伊国長尾郷 | 寺岡五郎兵衛入道経智 | ● | 暦応2.8.26 | | 山城大徳寺文書 | 森田清太郎氏所蔵文書 |
| 26 | 暦応2.8.28 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 杉田備前権守殿 | 備前国居都庄地頭職 | 寺岡五郎兵衛入道経智 | ● | 同日 | | | 豊後三浦文書 | |
| 27 | 暦応3.3.4 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 大内豊前権守殿 | 周防国岩田保地頭職 | 豊前蔵人三郎入道正恋 | ● | 同日 | | | 永光寺文書 | |
| 28 | 暦応3.3.6 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 吉見大蔵大輔殿 | 能登国岩部保地頭職 | 永光寺 | ○ | 同日 | | | 山城臨川寺重書案文 | |
| 29 | 暦応3.8.12 | 案 | 武蔵守（執・高師直） | 佐々木佐渡大夫判官殿 | 近江国三雀郷内十二里等地頭職 | 諏方大進房円忠 | ● | 同日 | | | 伊豆三島社文書 | |
| 30 | 暦応3.11.19 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 長左衛門二郎殿 | 伊豆国蒲原御厨内多牛村 | 三島社 | ○ | 暦応2.7.16 | 田代左京亮宛同日付施行状あり | | | |
| 31 | 暦応4.6.2 | 正？ | 武蔵守（執・高師直） | 少輔四郎入道殿 | （国中？）陸奥□□尊寺別當職 | □位律師経有 | ● | ？ | 花押脱 | | 陸中中尊寺経蔵文書 | |
| 32 | 暦応4.8.28 | 写 | 武蔵守（執・高師直） | 大友式部丞殿 | 肥前国山田庄地頭職 | 豊前蔵人三郎入道正恋 | ○ | 同日 | | | 大友家文書録所収 | |
| 33 | 暦応4.10.4 | 案 | 武蔵守（執・高師直） | 山名伊豆前司殿 | 丹後国志楽庄地頭職 | 西大寺 | ○ | 同日 | | | 大和西大寺文書 | |
| 34 | 康永1.8.19 | 写 | 武蔵守（執・高師直） | 太宰少弐殿 | 肥後国高志郡内高橋保地頭職 | 寿勝寺 | ○ | 康永1.7.7 | | | 肥後寿勝寺誌所収 | |
| 35 | 康永2.4.5 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 渋谷下野権守入道殿・渋谷新平次入道殿 | 薩摩国加世田別符半分 | 嶋津大隅左京進入道々恵 | ○ | 康永2.3.26 | | | 薩摩島津家文書 | |
| 36 | 康永2.11.6 | 写 | 武蔵守（執・高師直） | 山名伊豆前司殿 | 丹後国宇野郷地頭職 | 青砥右衛門尉康重 | ○ | 同日 | | | 前田家所蔵文書 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 37 | 康永3.1.29 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 上椙民部大輔殿 | 越後国奥山庄内堰沢条 | 三浦下野入道々祐 | ○ | 康永2.12.26 | | 反町英作氏所蔵三浦和田文書 |
| 38 | 康永3.7.22 | 写 | 武蔵守(執・高師直) | 太宰少弐殿 | 豊前国山国郷安於曽木村地頭職 | 小代八郎左衛門尉重氏 | ● | 建武3.2.4 | | 肥後小代文書 |
| 39 | 康永3.8.12 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 上椙民部大輔殿 | 常陸国真壁郡内山宇等地頭職 | 真壁掃部助高幹 | ● | 康永3.7.2 | 「参御方」下文の施行 | 真壁文書 |
| 40 | 康永3.9.8 | 写 | 武蔵守(執・高師直) | 土岐刑部少輔殿 | 美濃国大谷郷 | 布施弾正忠資連 | ○ | 康永3.9.5 | | 土佐盛簡集残編 |
| 41 | 康永3.10.17 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 雑賀大介允殿 | 美濃国大谷郷 | 布施弾正忠資連 | ○ | 康永3.9.5 | A | 秋元興朝氏所蔵文書 |
| 42 | 康永4.1.22 | 案 | 武蔵守(執・高師直) | 小串下野権守殿 | 山城国中村地頭職 | 遍照心院 | ○ | 康永3.11.3 | 庄四郎左衛門尉宛同日付施行状案あり | 山城大通寺文書 |
| 43 | 康永4.4.5 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 今河五郎入道殿 | 駿河国吉河郷内 | 吉河小二郎経時跡 | ○ | 康永4.3.15 | | 周防吉川家文書 |
| 44 | 康永4.6.1 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 上杉民部大輔殿 | 越後国奥山庄北条内地頭職 | 三浦和田四郎兵衛尉茂実 | ○ | 康永4.5.26 | | 反町英作氏所蔵三浦和田文書 |
| 45 | 康永4.6.20 | 案 | 武蔵守(執・高師直) | 武田伊豆守殿 | 安芸国大朝庄内堺田等地頭職 | 吉河彦二郎経久 | ○ | 康永4.5.13 | | 周防吉川家文書 |
| 46 | 康永4.7.9 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 藤並彦五郎入道殿 | 紀伊国楠見郷地頭職 | 兵庫頭入道明意 | ● | 康永1.7.7 | | 紀伊野田文書 |
| 47 | 康永4.7.22 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 山名伊豆前司殿 | 丹波国々分寺□□□□□地頭職 | (仏師？)□□院吉 | ○ | 康永4.1.2？ | | 井上泰輔氏所蔵文書 |
| 48 | 康永4.7.22 | 案 | 武蔵守(執・高師直) | 高尾張守殿 | 参河国西郡内 | 多度元利房 | ○ | 暦応4.3.17 | | 京都帝国大学文学部所蔵地蔵院文書 |
| 49 | 貞和1.12.6 | 写 | 武蔵守(執・高師直) | 小笠原信濃前司殿 | 信濃国中野郷内地頭職 | 岡本観勝房良円 | ○ | 貞和1.11.12 | | 秋田藩採集古文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 50 | 貞和2.5.17 | 写 | 武蔵守（執・高師直） | 民部大輔殿 | 常陸国田中庄地頭職 | 佐竹上総入道々源 | ○ | 貞和2.5.11 | | 常陸密蔵院蔵古文書 |
| 51 | 貞和2.9.26 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 少輔太郎入道殿 | 大隅国種島地頭職 | 橘薩摩一族等 | ● | 建武3.4.7 | B | 肥前橘中村文書 |
| 52 | 貞和2.11.6 | 案 | 武蔵守（執・高師直） | 畠山修理亮殿 | 薩摩国河辺郡他 | 鰐津上総入道々鑑 | ○ | 建武3.3.17 | | 薩摩島津家文書 |
| 53 | 貞和2.11.26 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 細河陸奥守殿 | 河内国西比野庄内新田下村地頭職他 | 三浦林松寿丸 | ● | 建武4.8.29 | | 尊敬閣文庫所蔵文書 |
| 54 | 貞和2.12.27 | 案 | 武蔵守（執・高師直） | 厚東駿河権守殿 | 長門国三隅庄六分壹地頭職 | 平氏彦三郎重嗣 | ○ | 貞和2.12.21 | 宛所は「□□入道」を「駿河権守」に書き改める | 長門三浦家文書 |
| 55 | 貞和3.1.21 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 佐竹上総入道殿 | 常陸国行方郡若舎人郷内根地村地頭職 | 鹿島社護摩□（堂？）住持顕真 | ● | ？ | | 鹿島社文書 |
| 56 | 貞和3.3.22 | 案 | 武蔵守（執・高師直） | 小笠原信濃入道殿 | 信濃国浦野庄西馬越郷内 | 武蔵国金陸寺 | ● | 貞和3.1.11 | | 円覚寺文書 |
| 57 | 貞和4.12.26 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 門司下総三郎入道殿 | 長門国富安名 | 長門国二宮社大宮司国道 | ○ | 貞和2.11.2 | | 長門忌宮神社文書 |
| 58 | 貞和5.1.11 | 案 | 武蔵守（執・高師直） | 今河駿河前司殿 | 但馬国八代庄地頭職他 | 門真左衛門入道寂意 | ○ | 貞和4.12.27 | | 但馬国雀岐庄具書案 |
| 59 | 貞和5.3.6 | 案 | 武蔵守（執・高師直） | 桃井刑部大輔殿 | 越中国高木村 | 祇園社先執行助法印顕詮 | ○ | 貞和5.1.11 | | 山城建内文書 |
| 60 | 貞和5.7.12 | 正 | （直義） | 左兵衛佐殿 | 長門国富安郷 | 長門国二宮社太宮司国道 | ● | 貞和2.11.2 | b・A | 長門忌宮神社文書 |
| 61 | 貞和5.8.28 | 正 | 武蔵守（執・高師直） | 民部大輔殿 | 上野国高山御厨大塚郷内 | 小林中村弥次郎重達 | ○ | 同日 | 下文では拝領者は「重連」 | 尊敬閣文庫所蔵文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 62 | 貞和5.8.28 | 正 | 武蔵守(執・高師直) | 民部大輔殿 | 上野国園田御厨内南品熊村半分 | 教智大炊右衛門尉 | ○ | ? | 文言要検討 | 『早稲田大学所蔵〈荻野研究室収集〉文書　下巻』所収諸家単一文書 |
| 63 | 観応1.10.25 | 写 | 武蔵守(執・高師直) | 当国守護 | 因幡国宇治郷参分壱地頭職 | 本郷美作左衛門大夫家泰 | ○ | 観応1.10.21 | | 若狭本郷文書 |
| 64 | 観応1.10.25 | 案 | 武蔵守(執・高師直) | 今河駿河前司殿 | 但馬国太田庄内坂本村 | 臨川寺三会院 | ○ | 同日 | | 山城臨川寺重書案文 |
| 65 | 観応1.12.8 | 写 | 武蔵守(執・高師直) | 大友式部丞殿 | 豊後国香地庄地頭職 | 豊前六郎蔵人貞広 | ○ | 観応1.12.6 | | 大友家文書録所収 |
| 66 | 観応1.12.23 | 写 | 武蔵守(執・高師直) | 上杉民部太輔殿 | 上野国新田庄内 | 岩松治部少輔直国 | ○ | ? | | 正木文書 |
| 67 | 観応2.8.17 | 案 | (義詮) | 今川駿河前司殿 | 但馬国太田庄内坂本・秦守両村 | 臨川寺三会院 | ○ | 観応1.10.25 | b・A・B・観応2.4.8付直義寄進状の施行も兼ねる | 山城臨川寺重書案文 |
| 68 | 観応2.11.7 | 正 | 兵部大輔(執・仁木頼章) | 仁木越後守殿 | 遠江国相良庄 | 細河左馬助頼和 | ○ | 観応2.2.13 | | 紀伊野田文書 |
| 69 | 観応2.11.7 | 正 | 兵部大輔(執・仁木頼章) | 佐々木近江守殿 | 上総国長屋郷 | (細河左馬助頼和?)□□□□□□□ | ○ | ? | 尊氏下文の施行と推定 | 紀伊野田文書 |
| 70 | 正平7.閏2.14 | 正 | 前遠江守(?・南宗継) | 今河入道殿 | 駿河国入江庄内三沢小次郎跡 | 伊達藤三景宗 | ● | 正平6.12.12 | B | 駿河伊達文書 |
| 71 | 正平7.閏2.16 | 写 | 前遠江守(?・南宗継) | | 遠江国鎌田御厨他 | 松居弾正忠助宗 | ● | 正平7.閏2.15 | 差出花押脱・宛所脱・B | 蠹簡集残編二朝比奈永太郎蔵 |
| 72 | (観応3)5.9 | 正 | (将軍尊氏) | 海老名四郎左衛門入道殿 | 相模国愛甲庄内上椙兵部少輔跡 | 松浦治部左衛門尉 | ○☆ | 正平7.1.20 | a | 肥前松浦文書 |
| 73 | (観応3)6.20 | 正 | (将軍尊氏) | 千葉介殿 | 上総国一宮庄高根郷内 | 安田修理亮氏義 | ●☆ | 観応3.6.8 | a | 但馬垣谷文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 74 | 観応3.7.2 | 正 | 散位（執・仁木頼章） | 仁木修理亮殿 | 武蔵国池守郷地頭職他 | 久下弾正忠頼直 | ○ | ？ | 尊氏下文の施行と推定 | 久下文書 |
| 75 | 観応3.7.22 | 案 | （将軍尊氏） | 長井備前大郎殿（マヽ） | 出羽国小田嶋庄内東根荻五郎跡 | 円頓宝戒寺 | ● | 観応3.7.4 | b・B | 宝戒寺文書 |
| 76 | （観応3）8.14 | 正 | （将軍尊氏） | 河越出羽守殿 | 武蔵国ともりの郷 | 高尾張守 | ●☆ | 正平7.2.6 | a | 永井直哉文書 |
| 77 | 観応3.9.2 | 正 | （将軍尊氏） | 武田式部大夫殿 | 常陸国行方郡倉河郷他 | 下河辺左衛門蔵人行景 | ● | 観応3.8.15 | b | 鹿島社文書 |
| 78 | 文和1.10.3 | 正 | 沙弥（引・？） | 岩松禅師御房 | 備後国高渚社地頭職 | 三吉又五郎秀盛 | ○ | 観応2.2.15 | | 長門高洲家文書 |
| 79 | 文和1.10.3 | 正 | 沙弥（引・宇都宮遠智） | 岩松禅師御房 | 備後国泉村地頭職 | 三吉少納言坊覚弁 | ○ | 観応2.2.15 | | 備後鼓文書 |
| 80 | 文和1.10.13 | 正 | 沙弥（引・高重茂？） | 右京権大夫殿 | 大隅国寄郡地頭職 | 嶋津上総入道々鑑 | ○ | 観応2.8.15 | | 薩摩島津家文書 |
| 81 | 観応3（文和1）.10.15 | 正 | （将軍尊氏） | 千葉介殿 | 上総国北山辺郡内由井郷 | 浄光明寺 | ● | 同日 | b・B | 浄光明寺文書 |
| 82 | 文和1.10.26 | 正 | 沙弥（引・高重茂？） | 右京権大夫殿 | 肥前国松浦庄内早渓村地頭職 | 嶋津上総三郎師久 | ○ | 観応2.11.2 | | 薩摩島津家文書 |
| 83 | 文和1.11.24 | 案 | 沙弥（引・？） | 大友刑部大輔殿 | 豊後国々東郷 | 田原豊前守貞広 | ○ | 観応2.1.29 | | 豊後入江家蔵田原文書 |
| 84 | 文和1.12.20 | 案 | （将軍尊氏） | 千葉介殿 | 上総国武射郡内小松村 | 円頓宝戒寺 | ● | 観応3.7.4 | b・B | 宝戒寺文書 |
| 85 | 文和1.12.20 | 写 | 散位（執・仁木頼章） | 仁木修理亮殿 | 武蔵国別府郷東方閑所分 | 別府尾張守幸実 | ○ | 観応3.7.2 | | 駿河志料 |
| 86 | 文和1.12.27 | 案 | （義詮） | 佐々木千手殿 | 近江国赤野井村三宅十二里 | 臨川寺三会院 | ○ | 観応2.11.3 | b | 山城臨川寺重書案文 |
| 87 | 文和2.4.13 | 正 | 散位（執・仁木頼章） | 長沼淡路守殿 | 陸奥国信夫庄余部地頭職 | 結城弾正少弼顕朝 | ● | 文和2.4.10 | B | 長沼文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 88 | 文和2.7.2 | 写 | 修理大夫(関執・畠山国清) | 河越弾正少弼殿 | 相模国戸田郷内 | 鶴岡八幡宮両界供僧信濃法印重弁 | ◉ | 観応3.4.23 | 差出花押脱 | 鶴岡等覚相承両院蔵文書 |
| 89 | 文和2.12.25 | 正 | 左京大夫(執・仁木頼章) | 一色右京権大夫殿 | 筑前国宗像社本家米 | 当社(宗像社)大宮司氏正 | ○ | 同日 | | 筑前宗像神社所蔵文書 |
| 90 | 文和3.2.6 | 案 | 左京大夫(執・仁木頼章) | 佐々木千手殿 | 近江国石田郷上方半分地頭職 | 臨川寺三会院 | ○ | 同日 | | 山城臨川寺重書案文 |
| 91 | 文和3.2.12 | 正 | 左京大夫(執・仁木頼章) | 右京権大夫殿 | 筑前国遠賀庄他 | 大友刑部大輔氏時 | ○ | 観応2.11.2 | 正平6.12.19付義詮下文の施行も兼ねる | 筑後大友文書 |
| 92 | 文和3.2.16 | 正 | 左京大夫(執・仁木頼章) | 赤松律師御房 | 播磨国下揖保内 | 小串五郎左衛門尉光行 | ◉ | 文和3.2.12 | | 前田家所蔵文書 |
| 93 | 文和3.5.25 | 正 | 左京大夫(執・仁木頼章) | 土岐大膳大夫殿 | 尾張国狩津庄内山脇 | 尾張国木賀崎長母寺 | ◉ | 同日 | | 尾張長母寺文書 |
| 94 | 文和3.9.2 | 案 | 左京大夫(執・仁木頼章) | 信濃次郎左衛門尉殿 | 摂津国垂水庄下司職 | 芥河垂水四郎五郎貞継 | ◉ | 同日 | | 東寺百合文書京函六七一三 |
| 95 | 文和3.9.12 | 案 | (将軍尊氏) | 守護代 | 紀伊国地頭御家人等恩賞地 | 紀伊国地頭御家人等 | ○ | 場合による | b・「任面々御下文」 | 南狩遺文 |
| 96 | 貞治3.4.16 | 正 | (鎌倉公方基氏) | 伊予守殿 | 上総国北山辺郡湯井郷内 | 浄光明寺 | ◉ | 観応3(文和1).10.15 | b・A・B | 浄光明寺文書 |
| 97 | 貞治5.9.29 | 写 | (鎌倉公方基氏) | 丸豊前守殿 | 安房国安西八幡宮領他 | 鶴岡八幡宮神主山城守時国 | ◉ | 観応3.9.15 | b・B | 鶴岡神主家伝文書 |
| 98 | 永和1.9.22 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 赤松蔵人左近将監殿 | 播磨国布施郷公文職 | 嶋津周防五郎左衛門尉範忠 | ◉ | 貞和2.6.21 | | 文化庁所蔵島津文書 |
| 99 | 永和1.9.22 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 赤松蔵人左近将監殿 | 播磨国布施郷地頭職 | 嶋津周防五郎左衛門尉範忠 | ◉ | 貞和5.7.2 | | 文化庁所蔵島津文書 |
| 100 | 永和1.9.22 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 赤松蔵人左近将監殿 | 播磨国布施郷下司職 | 嶋津周防五郎左衛門尉範忠 | ◉ | 観応2.1.24 | | 文化庁所蔵島津文書 |
| 101 | 康暦1.5.28 | 案 | (将軍義満) | 左衛門佐殿 | 越中国蟹谷庄 | 石清水八幡宮 | ◉ | 建武5.6.7 | b・B | 加能越古文叢 |

表2　直義下文施行状表

| 番号 | 発給年月日 | 状態 | 差出 | 宛所 | 所領名 | 拝領者 | 書式 | 下文発給年月日 | 備考 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 建武4.5.28 | 正 | 沙弥(鎮管・一色範氏) | 守護代 | 筑後国八院村地頭職 | 松浦山代弥三郎弘 | ● | 建武4.4.3 | 安堵下文の施行・直状形式 | 肥前山代文書 |
| 2 | 建武4.5.28 | 正 | 沙弥(鎮管・一色範氏) | 守護代 | 肥前国宇野御厨内 | 松浦山代弥三郎弘 | ● | 建武4.4.3 | 安堵下文の施行・直状形式 | 肥前山代文書 |
| 3 | 建武4.9.26 | 正 | 武蔵権守(執・高師直) | 大友孫太郎殿 | 豊後国種田庄霊山寺執行職他 | 種田大輔房有快 | ● | 建武4.9.23 | 還補下文の施行・B・C | 広島大学文学部所蔵文書 |
| 4 | 建武4.10.2 | 正 | 武蔵権守(執・高師直) | 仁木伊賀守殿 | 丹波国小野庄壱方地頭職 | 俣野中務大夫入道明一 | ● | 建武4.9.27 | 還補下文の施行・直義下文の施行と推定 | 尊経閣文庫所蔵文書 |
| 5 | 暦応2.6.23 | 案 | 沙弥(引・?) | 英比左衛門次郎殿 | 相模国白根郷内諏方給他 | 浄光明寺 | ● | 暦応2.6.21 | 安堵下文の施行・B | 浄光明寺文書 |
| 6 | 貞和2.4.23 | 案 | 武蔵守(執・高師直) | 陸奥守殿 | 河内国岸和田庄 | 高野山金剛三昧院 | ○ | 同日 | | 紀伊高野山文書 |
| 7 | 貞和4.10.8 | 正 | 伊豆守(内・上杉重能) | 宮内少輔殿 | 肥後国六ヶ庄内小山村地頭職 | 菊池越前権守武宗 | ● | 貞和4.9.17 | 「参御方」下文の施行 | 豊後詫摩文書 |

表3　義詮下文施行状表

| 番号 | 発給年月日 | 状態 | 差出 | 宛所 | 所領名 | 拝領者 | 書式 | 下文発給年月日 | 備考 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 観応3.9.24 | 正 | 沙弥(引・高重茂?) | 佐々木千手殿 | 近江国麻生庄公文職 | 儀俄中務丞知俊 | ○ | 観応3.7.20 | | 出雲蒲生文書 |
| 2 | 観応3.9.25 | 案 | 沙弥(引・?) | 大内民部大夫殿 | 周防国伊賀道郷地頭職 | 東福寺 | ○ | 正平6.12.23 | | 山城東福寺文書 |
| 3 | 文和1.10.7 | 正 | 沙弥(引・高重茂?) | 庄駿河権守殿 | 備中国河辺郷内壱分地頭職 | 雅楽太郎左衛門尉以秀 | ○ | 観応3.9.22 | | 長府毛利家所蔵文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 文和1.10.7 | 写 | 沙弥(引・高重茂？) | 赤松信濃次郎左衛門尉殿 | 摂津国多田荘地頭職 | 多田院御家人等 | ○ | 文和1.10.4 | 文中「任去三日御下文之旨」とある・平尾家文書に本文書案あり | 能勢弘氏所蔵文書 |
| 5 | 文和1.10.13 | 写 | 沙弥(引・高重茂？) | 阿曽沼下野守殿 | 安芸国都宇庄地頭職 | 小早河出雲四郎左衛門尉重景 | ○ | 観応3.9.22 | 市河兵庫助宛同日施行状写あり | 長門小早川家証文 |
| 6 | 文和1.10.13 | 正 | 沙弥(引・高重茂？) | 細川右馬助殿 | 阿波国牛牧庄地頭職 | 安宅備後権守頼藤 | ○ | 正平6.12.3 | | 紀伊安宅文書 |
| 7 | 文和1.10.18 | 正 | 沙弥(引・二階堂行諝) | 越後刑部丞殿 | 河内国田井庄地頭職 | 石清水八幡宮 | ○ | 観応3.5.2 | | 山城菊大路家文書 |
| 8 | 文和1.11.17 | 写 | 沙弥(引・高重茂？) | 椙原彦太郎殿 | 安芸国兼武名 | 小早河出雲四郎実義 | ○ | 文和1.11.15 | | 長門小早川家証文 |
| 9 | 文和1.12.23 | 案 | 沙弥(引・？) | 細川右馬助殿 | 阿波国萱島地頭職 | 安宅王杉丸 | ○ | 文和1.12.22 | 差出花押脱 | 紀伊安宅文書 |
| 10 | 文和1.12.24 | 案 | 沙弥(引・？) | 右京権大夫殿 | 薩摩国嶋津庄内加世田別符半分地頭職 | 嶋津孫三郎左衛門尉頼久 | ○ | 文和1.12.12 | | 薩摩島津家文書 |
| 11 | 文和2.1.18 | 正 | 沙弥(引・二階堂行諝) | 大内民部大夫殿 | 周防国二宮庄地頭職金子孫六跡 | 東福寺 | ● | 文和1.12.22 | | 尊経閣文庫所蔵東福寺文書 |
| 12 | 文和2.2.25 | 正 | 沙弥(引・宇都宮蓮智) | 井上左京権大夫入道殿 | 越中国堀江庄地頭職 | 祇園社御師助法印顕詮 | ○ | 文和2.2.12 | | 山城建内文書 |
| 13 | 文和2.4.5 | 写 | 散位(引・大高重成) | 当国守護 | 周防国麻合別府 | 小野三郎左衛門尉資村 | ○ | 同日 | | 萩藩閥閲録七一 |
| 14 | 文和2.4.8 | 写 | 沙弥(引・？) | 荒河遠江守殿 | 石見国出羽上下郷 | 君谷弾正左衛門尉実祐 | ○ | 文和2.4.5 | | 萩藩閥閲録四三 |
| 15 | 文和2.5.6 | 正 | 沙弥(引・高重茂？) | 佐々木千手殿 | 近江国欲賀郷内閑所分 | 本間石河又四郎季光 | ○ | 文和2.5.1 | | 本間文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 文和2.5.22 | 写 | 沙弥(引・？) | 右京権大夫殿 | 薩摩国在国司次郎入道々超跡 | 嶋津又三郎氏久 | ● | 文和2.5.11 | | 薩藩旧記二四所収正法寺文書 |
| 17 | 文和2.5.22 | 案 | 沙弥(引・？) | 右京権大夫殿 | 薩摩国嶋津庄内 | 嶋津三郎左衛門入道道珍 | ○ | 文和2.5.11 | | 薩摩島津家文書 |
| 18 | 文和2.6.4 | 正 | 沙弥(引・高重茂？) | 佐々木千手殿 | 近江国麻生庄四分壱 | 西勝坊郷房教慶 | ○ | 文和2.6.3 | | 出雲蒲生文書 |
| 19 | 文和2.6.4 | 正 | 沙弥(引・高重茂？) | 佐々木千手殿 | 近江国麻生庄四分壱 | 山本坊郷注記定暹 | ○ | 文和2.6.3 | | 尊敬閣文庫所蔵文書 |
| 20 | 文和3.10.16 | 正 | (義詮) | 佐竹右馬権頭殿 | 山城国殖松庄 | 東寺 | ● | 観応3.4.20 | b・B | 越後桂文書 |
| 21 | 延文2.8.9 | 写 | 右馬頭(中管・細川頼之) | 広沢筑前守殿 | 安芸国久芳保地頭職半分 | 小早河美作五郎左衛門尉胤平 | ○ | 正平6.12.23 | 差出花押脱・下文写では，所領名は「久芳郷半分」 | 長門小早川家証文 |
| 22 | 延文4.9.2 | 正 | 相模守(執・細川清氏) | 大友刑部大輔殿 | 肥後国八王子庄内田地五町他 | 詫磨又太郎宗顕跡 | ○ | 延文4.4.20 | | 豊後詫摩文書 |
| 23 | 延文4.9.2 | 写 | 相模守(執・細川清氏) | 大友刑部大輔殿 | 肥後国詫磨近見左近将監跡田地陸拾伍町 | 詫磨掃部助宗秀 | ○ | 延文4.4.20 | | 大友家文書録所収 |
| 24 | 延文4.9.2 | 正 | 相模守(執・細川清氏) | 大宰少弐殿 | 肥前国高来郡上津佐村田地拾参町 | 同国多比良村四面 | ○ | 延文4.4.20 | | 肥前松尾貞明所蔵文書 |
| 25 | 延文4.12.29 | 案 | (将軍義詮) | 仁木右京大夫殿 | 伊賀国滝孫四郎保氏・高山十郎保光等跡 | 東大寺鎮守八幡宮 | ○ | 延文4.5.25 | b | 東大寺文書 |
| 26 | 延文5.3.12 | 案 | 相模守(執・細川清氏) | 赤松大夫判官殿 | 摂津国富島庄下司職 | 同国(摂津国)大洲庄大覚寺 | ○ | 同日 | | 摂津大覚寺文書 |
| 27 | 延文5.10.6 | 案 | 相模守(執・細川清氏) | 新田大嶋兵庫頭殿 | 参河国渥美郡地頭職 | 佐々木佐渡大夫判官入道 | ○ | 延文5.8.9 | | 佐々木文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28 | 康安1.11.14 | 正 | 沙弥(引・今川範国) | 左衛門佐入道殿 | 若狭国耳西郷半分地頭職 | 臨川寺 | ○ | 康安1.11.10 | | 山城天竜寺文書 |
| 29 | 貞治1.11.6 | 正 | 治部大輔(執・斯波義将) | 上杉民部大輔入道殿 | 越後国風間入道跡 | 大友刑部大輔氏時 | ○ | 貞治1.11.2 | | 筑後大友文書 |
| 30 | 貞治2.12.14 | 写 | (将軍義詮) | (マヽ)荒河弾正少輔殿 | 石州出羽上下郷地頭職 | 君谷弾正左衛門尉実祐跡輩 | ● | 文和2.4.5 | b・A・B | 萩藩閥閲録四三 |
| 31 | 貞治5.3.1 | 正 | (将軍義詮) | 渋河武蔵守殿 | 宗像社領等 | 宗像大宮司 | ● | ? | B | 筑前宗像神社文書 |
| 32 | 貞治5.9.24 | 正 | 左兵衛佐(引・吉良満貞) | 富樫竹童殿 | 加賀国山下郷内比楽村地頭職 | 進士太郎左衛門尉為行 | ○ | 貞治5.9.22 | | 広島大学文学部所蔵猪熊文書所収進士文書 |
| 33 | 貞治5.10.5 | 正 | (将軍義詮) | 山名左京大夫入道殿 | 丹波国河口庄内蓮台寺分 | 篠村八幡宮 | ○☆ | 貞治5.10.2 | b | 醍醐寺文書第一函 |
| 34 | 貞治5.12.22 | 写 | (将軍義詮) | 畠山尾張守 | 越前国春近四分一地頭職 | 本郷左衛門大夫入道 | ○ | 観応3.8.2 | b・還補下文の施行・宛所「殿」字脱 | 若狭本郷文書 |
| 35 | 貞治6.9.15 | 正 | (将軍義詮) | 赤松大夫判官殿 | 摂津国鳥養牧地頭職 | 赤松筑前入道世貞 | ○☆ | ? | b | 岡山県立博物館所蔵赤松(春日部)家文書 |
| 36 | 貞治6.9.27 | 正 | (将軍義詮) | 桃井修理大夫殿 | 越中国吉河西東 | 鎮守八幡宮 | ○☆ | 同日 | b | 醍醐寺文書第一函 |
| 37 | 康暦1.閏4.28 | 案 | (将軍義満) | 今河伊予入道殿 | 亡父兵庫頭頼時所領等 | 戸次右馬助直光 | ● | 康安1.8.27 | b・下文形式による安堵の施行 | 筑後立花文書 |

表4　義満下文施行状表

| 番号 | 発給年月日 | 状態 | 差出 | 宛所 | 所領名 | 拝領者 | 書式 | 下文発給年月日 | 備考 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 応安2.10.13 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 上椙兵部少輔入道殿 | 常陸国伊佐郡内平塚郷 | 鹿嶋社 | ● | 応安1.閏6.12 | 執事細川頼之寄進下知状の施行 | 鹿島文書 |
| 2 | 応安4.4.19 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 佐々木四郎兵衛尉殿 | 近江国比江郷地頭職 | 臨川寺 | ○ | 応安4.閏3.12 | 執事細川頼之寄進下知状の施行 | 山城臨川寺文書 |
| 3 | 応安5.7.18 | 写 | 沙弥(引・仁木義尹) | 吉見右馬頭入道殿 | 能登国正院郷内 | 五井左近将監頼持 | ○ | 応安5.6.23 | 執事細川頼之充行下知状の施行 | 松雲公採集遺編類纂一三六所収吉見伝書 |
| 4 | 応安6.12.22 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | | (美)□作国神戸郷内次男分等地頭職 | 箕浦太郎左衛門尉千俊 | ○ | 同日 | 宛所脱 | 辻文書 |
| 5 | 応安7.8.12 | 案 | 武蔵守(執・細川頼之) | 山名右衛門佐入道殿 | 但馬国土田郷内墓垣村 | 布施弾正大夫入道昌椿 | ● | ? | B | 古簡雑纂一〇国立国会図書館本 |
| 6 | 永和1.12.12 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 上椙左近大夫将監殿 | 越後国鵜河庄内安田条上方 | 丹波安国寺〈元光福寺〉 | ○ | 永和1.9.6 | | 丹波安国寺文書 |
| 7 | 永和2.9.22 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 佐々木大膳大夫殿 | 出雲国赤穴庄地頭職 | 佐波善隼人正入道賢義 | ○ | 永和2.8.9 | | 中川四郎氏所蔵文書 |
| 8 | 永和2.9.22 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 佐々木四郎兵衛尉殿 | 近江国高嶋本庄案主名 | 佐々木出羽守氏(マヽ)季 | ● | ? | 安堵下文の施行・B | 朽木文書 |
| 9 | 永和3.12.8 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 山名陸奥守殿 | 山城国東西九条地頭職 | 東寺 | ○ | 永和3.11.21 | | 東寺百合文書せ函武家御教書幷達四九 |
| 10 | 永和4.7.12 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 山名修理権大夫殿 | 美作国田邑庄公文職他 | 二宮新左衛門入道堂参子息二郎光員 | ● | ? | B | 天理大学附属図書館所蔵文書 |
| 11 | 永和5.3.23 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 佐々木亀寿殿 | 近江国大江・大萱他 | 摂津掃部頭能直 | ○ | 永和5.3.21 | | 美吉文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 康暦1.閏4.10 | 案 | 武蔵守(執・細川頼之) | 佐々木亀寿殿 | 近江国山中弾正忠入道跡 | 祇園社 | ○ | 康暦1.4.8 | | 祇園社記御神領部第四 |
| 13 | 康暦1.5.2 | 案 | (将軍義満) | 土岐大膳大夫入道殿 | 伊勢国河辺・同国霜野御厨 | 浜名備中守詮政 | ○ | 康暦1.閏4.20 | b | 氏経日次略記 |
| 14 | 康暦1.5.9 | 正 | (将軍義満) | 佐々木亀寿殿 | 近江国福能部地頭職 | 石清水八幡宮 | ○ | 康暦1.4.28 | b | 山城菊大路家文書 |
| 15 | 康暦1.6.25 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 佐々木亀寿殿 | 近江国福能部地頭職 | 石清水八幡宮 | ◉ | 康暦1.4.28 | A・C | 山城菊大路家文書 |
| 16 | 康暦2.2.23 | 写 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 富樫介殿 | 加賀国味智郷 | 保善寺 | ○ | ? | | 国立公文書館内閣文庫蔵叡花院殿古文書 |
| 17 | 康暦2.4.8 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 上杉竜命殿 | 越後国妻有庄 | 上杉安房入道々合 | ○ | ? | | 上杉家文書六之段リ印 |
| 18 | 康暦2.6.2 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 真下勘解由左衛門尉殿 | 摂津国多田院内他 | 大福田宝幢寺 | ○ | ? | | 鹿王院文書 |
| 19 | 康暦2.6.2 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 曽我美濃入道殿 | 近江国福能部庄 | 石清水八幡宮 | ○ | 康暦2.6.1 | | 山城菊大路家文書 |
| 20 | 康暦2.8.4 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 今河伊予入道殿 | 肥後国閇入道跡同国伊倉庄北方他 | 大友式部丞親世 | ○ | 康暦1.5.2 | | 筑後大友文書 |
| 21 | 永徳1.4.23 | 写 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 石堂右馬頭入道殿 | 備中国成羽庄 | 天竜寺 | ○ | 永徳1.4.7 | | 山城天竜寺文書 |
| 22 | 永徳4.2.25 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 山名民部少輔殿 | 吉田社境内幷泉殿散在 | 吉田社 | ○ | 永徳4.2.24 | | 吉田良兼氏原蔵吉田文書 |
| 23 | 至徳2.7.29 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 宮下野守殿 | 安芸国大朝本庄枝村等 | 藤原氏女〈字弥徳〉 | ◉ | 永徳3.12.21 | 下文形式による安堵の施行 | 周防吉川家文書 |
| 24 | 至徳4.3.11 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 今河伊予入道殿 | 豊前国苅田庄地頭職 | 田原下野守氏能 | ○ | ? | | 豊後草野文書 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 | 至徳4.6.13 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 山名伊予守殿 | 備後国因島地頭職 | 東寺 | ● | 至徳4.閏5.12 | 寄進状形式による安堵の施行 | 東寺百合文書ヤ函44 |
| 26 | 嘉慶2.8.30 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 佐々木大夫判官殿 | 近江国榎木庄地頭職 | 臨川寺 | ○ | 嘉慶1.12.5 | | 山城臨川寺重書案文 |
| 27 | 嘉慶2.12.3 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 今河伊予入道殿 | 肥後国伊倉庄他 | 小代左近入道宗清 | ○ | 嘉慶2.11.25 | | 肥後小代文書 |
| 28 | 康応1.9.6 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 山名伊豆守殿 | 備後国因嶋地頭職 | 東寺 | ● | 至徳4.閏5.12 | 寄進状形式による安堵の施行・A・B | 東寺百合文書京函八一一五 |
| 29 | 康応1.11.16 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 上椙安房入道殿 | 常陸国鳴山 | 摂津宮内大輔能連 | ○ | 康暦1.4.21 | 下文形式による安堵の施行 | 美吉文書 |
| 30 | 明徳1.4.26 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 土岐伊予守殿 | 尾張国志那野等 | 佐々木大膳大夫高秀 | ○ | 同日 | | 佐々木文書 |
| 31 | 明応(明徳)1.4.26 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 仁木右馬助殿 | 伊勢国蘇原庄 | 佐々木大膳大夫高秀 | ○ | 同日 | | 佐々木文書 |
| 32 | 明徳1.5.26 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 飯尾肥前守殿・中沢次郎左衛門尉殿 | 美濃国深田他 | 祇園社 | ○ | 明徳1.5.22 | | 祇園社記御神領部第一三 |
| 33 | 明徳1.6.20 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 土岐刑部少輔入道殿 | 美濃国多芸内吉田 | 佐々木大膳大夫高秀 | ● | 明徳1.4.26 | 文中「任去四月廿五日御下文」とある | 佐々木文書 |
| 34 | 明徳1.10.19 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 土岐刑部少輔入道殿 | 美濃国春近内吉家郷地頭職 | 祇園社 | ○ | 明徳1.10.8 | | 祇園社記御神領部第一三 |
| 35 | 明徳1.12.6 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 武蔵入道殿 | 備中国水田・砦部地頭・領家両職 | 伏見退蔵庵 | ○ | 明徳1.12.3 | 寄進状形式による安堵の施行 | 成簣堂古文書所収退蔵庵文書 |
| 36 | 明徳2.2.9 | 写 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 畠山右衛門佐殿 | 能登国志津良庄 | 東福寺栗棘庵 | ○ | 明徳1.12.25 | | 東福寺霊雲院所蔵棘林志五 |
| 37 | 明徳2.5.9 | 正 | 右京大夫(管・細川頼元) | 治部大輔殿 | 加賀国有松村地頭職 | 小早川民部法眼実忠 | ○ | 明徳1.12.24 | | 尊経閣古文書纂 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 38 | 明徳2.9.9 | 案 | 右京大夫(管・細川頼元) | 佐々木大夫判官殿 | 近江国伊香郡小山以下散在田畠 | (祇園社)宝寿院法印顕深 | ○ | 明徳2.8.30 | | 祇園社記続録第七 |
| 39 | 明徳3.1.7 | 正 | 右京大夫(管・細川頼元) | 一色右馬頭殿 | 丹後国成久・末成・益富保 | (石清水)八幡宮 | ○ | 明徳2.12.29 | | 山城菊大路家文書 |
| 40 | 明徳3.10.16 | 正 | 右京大夫(管・細川頼元) | 山名中務大輔殿 | 因幡国智頭郡千土師郷西方内 | 光恩寺 | ○ | ? | | 尊経閣文庫蔵武家手鑑 |
| 41 | 明徳4.4.15 | 正 | (将軍義満) | 右京大夫殿 | 丹波国法音寺沙汰人等跡 | (北野宮寺)御師禅厳 | ○ | 明徳3.閏10.28 | b・寄進状形式による安堵の施行 | 北野神社文書 |
| 42 | 明徳5.6.5 | 案 | 左衛門佐(管・斯波義将) | | 因幡国津井郷 | 但州円通寺 | ○ | 明徳5.4.19 | 宛所脱 | 但馬円通寺文書 |
| 43 | 応永2.4.5 | 正 | 左衛門佐(管・斯波義将) | 細河九郎殿 | 備後国桑原方六ヶ郷地頭職他 | 高野山西塔 | ○ | 応永2.3.5 | 細河弥九郎宛同日付施行状あり | 高野山文書 |
| 44 | 応永5.5.2 | 正 | (将軍義満) | 左衛門佐殿 | 越前国社庄 | 北野御霊社 | ○ | ? | b | 北野神社文書 |
| 45 | 応永6.2.21 | 正 | 沙弥(管・畠山基国) | 慈恩院僧都御坊 | 大和国弘福寺他 | 東寺僧侶等 | ● | 応永6.2.3 | 寄進状形式による安堵の施行・本文書以降書止文言「所被仰下也，仍執達如件」 | 東寺百合文書せ函武家御教書幷達六六 |
| 46 | 応永6.11.10 | 正 | 沙弥(管・畠山基国) | 赤松上総入道殿 | 山城国殖松庄 | 東寺 | ○ | 同日 | 寄進状形式による安堵の施行 | 東寺文書六芸之部数一〇一一 |
| 47 | 応永6.11.13 | 正 | 沙弥(管・畠山基国) | 細川右京大夫殿 | 伊予国新居西条地頭職 | 西八条遍照心院 | ○ | 応永6.11.12 | | 大通寺文書 |
| 48 | 応永7.9.28 | 正 | 沙弥(管・畠山基国) | 仁木兵部少輔殿 | 和泉国岸和田庄半分 | 石清水八幡宮寺 | ● | 同日 | | 山城菊大路家文書 |

表5　下文発給者不明施行状表

| 番号 | 発給年月日 | 状態 | 差出 | 宛所 | 所領名 | 拝領者 | 書式 | 下文発給年月日 | 備考 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 建武3.11.24 | 案 | 武蔵権守(執・高師直) | 南条又五郎殿 | 伯耆国富田庄内天万郷壱分地頭職 | 小早河中務入道々円 | ◉ | 建武3.1.2 | 還補下文(要検討)の施行・B・尊氏か直義 | 長門小早川家文書 |
| 2 | 貞和4.12.25 | 案 | 武蔵守(執・高師直) | 一色宮内少輔殿 | 肥後国千田庄等地頭職半分 | 菊池越前々司武宗〈本名隆元〉 | ◉ | 貞和4.12.7 | 「参御方」下文の施行・尊氏か直義 | 豊後詫摩文書 |
| 3 | 文和1.11.22 | 正 | 伊予権守(引・大高重成) | 一色右京権大夫殿 | 筑前国久原村等地頭職 | 宗像三郎氏俊 | ○ | ? | 尊氏か義詮 | 筑前宗像文書 |
| 4 | 文和1.11.22 | 正 | 伊予権守(引・大高重成) | 一色右京権大夫殿 | 筑前国宗像庄内曲村等地頭職 | 宗像社 | ○ | ? | 尊氏か義詮 | 正閏史料二一三所収宗像氏緒文書 |
| 5 | 応安2.6.22 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 大内介入道殿 | 石見国都野郷地頭職 | 左兵衛佐入道省堅 | ○ | ? | 還補下文の施行・義詮か頼之 | 尊敬閣文庫所蔵東福寺文書 |
| 6 | 応安3.10.14 | 正 | 武蔵守(執・細川頼之) | 長伊豆入道殿 | 但馬国東河庄 | 天竜寺金剛院 | ◉ | ? | B・義詮か頼之 | 前田家所蔵文書 |

※「任御下文」・「任御寄進状」文言を有していても、実際の将軍発給文書が御判御教書形式など下文・寄進状以外の文書であることが明らかである場合には、現代の古文書学的観点からは御判施行等と見なして採録していない。
※「発給年月日」欄で年号に括弧が付されている場合は、該文書に何らかの理由で年号が記載されていなかったため、発給年を推定したことを表す。
※「状態」欄には、下文施行状の現存状況を記す。「正」は正文、「案」は案文、「写」は写であることを表す。
※「差出」欄に記されている下文施行状発給者の立場は、以下の通りである。
執：執事　引：引付頭人　関執：関東執事　鎮管：鎮西管領　内：内談頭人　中管：中国管領　管：管領　?：立場不明
※「所領名」欄には、下文施行状に記載されている所領名を記すが、割注を省略し、複数の所領が記載されている場合には最初に記載されている所領名のみ記して残りは省くなど、適時省略した。
・「書式」欄の「◉」は申請式、「○」は自動式、☆は「任御下文」・「任御寄進状」文言や、これに類する文言を有しない場合を表す。
※「備考」欄に記されている記号の意味は、以下の通りである。
A：「再発給型」。発給以前に同内容の下文施行状が発給された事実が明らかである下文施行状。第一章所掲〔史料三〕に該当。

B：「付加文言型」。何らかの付加文言を有する下文施行状。第一章所掲〔史料四〕に該当。
C：「所領再調査型」。恩賞・寄進地の再調査命令を含む下文施行状。第一章所掲〔史料五〕に該当。
a：将軍が発給した下文施行状のうち、御内書形式であるもの。
b：将軍が発給した下文施行状のうち、御判御教書形式であるもの。
※義満治世初期、執事細川頴之が幼少の義満の将軍権限を代行していた時期に発給していた充行・寄進下知状については、広義の将軍発給の下文・寄進状に含まれると考え、これらの施行状も表4に採録した。

いずれも明言していない。おそらく、従来は執事施行状の存在が軽視されてきたため、暗黙のうちにただの添え物とされてきたと思われるが、重大な問題であると考えるので、まずはこの問題を考察することにする。

当該期の申状の中には、訴人が「依レ未レ下二賜京都御施行一、雖レ有二拝領之号一、無二知行実一」と述べている例がある（後掲〔史料八〕）。下文を拝領しても、「京都御施行」、すなわち執事施行状を獲得しなければ本当に恩賞地を領有したことにはならないのである。

執事施行状は、先に述べたように守護・使節といった第三者に恩賞地の沙汰付を命じる文書である。このように下文の強制執行を促す点において、すでに単なる伝達文書の一部ではないことは明白である。拝領者に直接宛てて発給される下文には、こうした機能は存在しない。つまり、下文を実現させること、これが執事施行状の最大の存在目的であり、下文にはない独自の重要な役割なのである。

また、執事施行状の独自性は守護に遵行を命じる点にのみとどまらない。執事施行状の中には、〔史料一一〕・〔史料一二〕のような典型的な様式のものとはやや異なるものも散見し、これらからは執行力を有する点以外の施行状の重要な機能が窺えるのである。

〔史料三〕（表1・18）

波々伯部次郎左衛門尉為光申、伯耆国稲光保地頭職事、背二先度施行一、于今不レ被二沙汰付一云々、所詮、任二御下文一、不日可レ被二沙

汰付二之状、依レ仰執達如レ件、

建武五年二月六日　　武蔵権守（高師直）（花押？）

山名伊豆前司（時氏）殿

〔史料四〕（表1・51）

橘薩摩一族申、大隅国種島地頭職事、任二去建武三年四月七日御下文之旨一、可レ被レ沙二汰付一彼跡一、若有二子細一者、可レ被二注申一之状、依レ仰執達如件、

貞和二年九月廿六日　　武蔵守（高師直）（花押）

少輔太郎（一色範氏）入道殿

〔史料五〕（表1・12）

「執事方施行案」（端裏書）

大友出羽蔵人入道正全（奈能？）申、入田兵庫助入道士寂（泰親）・同出羽次郎跡豊後国入田郷・同国玖珠郡内青野・山田・壇村幷大隈村等地頭職事、為二士寂跡一否、令レ糺二明真偽一、無二相違一者、任二正全所レ給御下文一、沙二汰付之一、載二起請之詞一、可レ被二注進一之状、依レ仰執達如レ件、

建武四年八月七日　　武蔵権守（高師直）在判

嶋津上総入道（貞久）殿③

〔史料三〕は、文中に「先度施行」とあって、以前に一度施行状が発給された事実が窺える。「背二先度施行一、于今不レ被二沙汰付一云々」とあることから、守護山名時氏が遵行を緩怠したため、本史料を発給することとなったのである。このように施行状は、何らかの理由で繰り返し発給されることがあったのである。また、再発給時に宛所が変更される場合もあった（表1・40、41）。

〔史料四〕は、通常の施行状にはない「若有二子細一者、可レ被二注申一」という文言がある。沙汰付が何らかの理由で実現しない場合には注進状を提出せよという意味であろう。ほかにも使節緩怠を戒めている例がある（表1・20）。何らかの

問題が発生している、あるいは発生する可能性が高い場合に、このような文言がつく傾向があるようである。換言すれば、施行状の命令が貫徹されない可能性をあらかじめ予期したとき、幕府は事前措置を採る場合があったのである。

〔史料五〕は、通常と異なるはなはだ変わった内容の施行状案である。下文を発給した後であるにもかかわらず所領調査を命じている。下文発給後に下文拝領者が施行を申請した後、恩賞地が闕所地（土寂跡）であるかどうかが問題となったため、再審議を行ってこのような措置をとったものであろう。このように、施行状は下文を単に取り次ぐだけではなく、簡単ながら再チェックする機能も有していたと考えられる。

以上の考察から得られる結論を要約すると、執事施行状は単に下文を機械的に承けて出されるのではなく、審議を行う機能があって下文から相対的に独立しており、下文を実現させるためにそれ自体重要な働きをしていたのである。したがって、〔史料一〕・〔史料二〕のような大多数の典型的な執事施行状についても、文言に表れていないだけで、これらの施行状と同様に発給の可否の審議を経て発給されていたと考えられる。

さて、執事施行状がこのように重要なはたらきをする文書であったとすれば、それは裏を返せば、重要であるからこそ、審議の結果、事情によっては施行状を発給しない場合もあったことを暗示するのではないだろうか。下文に施行状が必ず発給されたか否かという問題についても、管見の限り言及した論考はない。これも、執事施行状を軽視していたために、暗黙のうちに必ず発給されたものとして了解されてきたのだと考える。

だが、現存する尊氏下文のうち、案文も含め執事施行状が存在せず、関連史料によってもその発給を確認できないものはおそらく五割を超える。もちろん、施行状が紛失して今に伝わっていない場合も多数存在するだろうが、すべてのケースについてそうであると説明してしまってよいのであろうか。私は、ついに施行状が発給されなかったケースも相当数存在したと推測する。

たとえば、後年執事を務めた細川頼之期になっても、理由は不明であるがなかなか施行状を獲得できず、申状で発給を

要請した武士の例がある（後掲〔史料六〕）。この武士は、「雖レ令レ拝二領御下文一、未レ及二施行一之由、嘆申」している（後掲〔史料七〕）。頼之期ですらこのような事例が存在するのであるから、開幕して間もない師直期の状況は推して知るべしである。

なかには守護が施行状に拠らず、下文発給後に直接遵行を行ったと推測できる例もある。④しかもこうしたケースは南北朝初期にとどまらず、室町期に至っても見ることができる。⑤また、下文拝領時にすでに恩賞地を実効支配していたために、施行状が発給されなかったと推定できる例もあるし、⑥同一所領が二人の武士に充行われ、一方にしか執事施行状が発給されず、その施行状に基づいて守護が遵行したため、もう一方の武士が替地充行の訴訟を起こした例もある。⑦この武士は、おそらく施行状をもらえなかったであろう。

以上、執事施行状が発給されなかったと推定できる例を挙げた。また、執事施行状が発給されている場合においても、表に明らかなように下文発給後かなりの日数を経てから出される例が意外に多く、三〇年近くも経てようやく出された例もある（例えば表1・98、99、100）。このように、下文との発給間隔が各事例ごとに非常にまちまちである事実からも、何十年経とうとも施行状が発給されなかった場合も多々あったであろうことが窺える。さらに、特に観応の擾乱以降は、先に述べたように発給者が執事に一元化していない。これは表からも明白である。この事実からも、私は下文施行システムは当初はかなり流動的であったと考える。

このように、審議を踏まえて、様々な状況に応じて執事施行状の発給の可否が決まったと考えられる。これもまた単なる下文の付属物ではない、施行状の相対的独自性を如実に示しているのである。

なお、執事施行状は訴訟においても一定の役割を果たした。「御下文幷御施行」と両者を対等に並列して権利を主張した例がある。⑧この例では、下文とともに、施行状も権原文書として扱われている。また、永和四（一三七八）年七月二日付執事細川頼之奉書に「毛利宮内少輔入道去延文五年帯二御下文一之由雖レ申レ之、不レ出二対正文一上、不レ帯二施行一之間、所

レ有二不審一也」とあるのも興味深い。[9] 下文正文を所持せず、案文しか提出できない場合、施行状の有無が基準となって下文発給の事実が判断されているのである。施行状が存在すれば、当然その前に下文が発給されたことが確実であるからであろう。また、施行状がある下文は、前述したように再調査を経ている分だけ権原文書としての価値が高まっているから、そうした意味においても訴訟で施行状の有無が問題とされるのであろう。もちろん、下文が証拠として最も重要な文書であることは厳然たる事実であるが、執事施行状も単なる下文の執行命令ではなく、証文としての価値を有するのである。

なお、院宣施行状と守護・守護代遵行状について、それぞれ永井英治氏・斉藤慎一氏が、執事施行状について本章で得た結論と類似の事実を指摘していることを付言しておく。[10]

① 上島有「室町幕府文書」(『日本古文書学講座4』中世編Ⅰ、雄山閣出版、一九八〇年)五七～五八ページ。ただし、将軍の御内書による下文施行状および御判御教書形式による義詮晩年の下文施行状はこのような文言を持たないが、これらは例外とする。また、さらに本稿では、こうした文言を持ちかつ文中に「訴状具書如レ此」、あるいはそれに類似する文言を持たないものを下文施行状とする。通常の所務遵行命令のほとんどがこの文言を有するのに対して、典型的な下文施行状はすべてこの文言を持たない。これは、前者が訴状・具書とセットで執行されるのに対し、後者が施行状単独で執行されるという手続の相違を反映していると考えられる。

② 「はじめに」小川註⑤所掲著書一九四・一九九・二〇三・二一九・二五九・四一五・四七一ページ、「はじめに」山家註②所掲論文一八ページなど。本稿の下文施行状表も参照されたい。

③ 本史料については、師直が引付頭人を兼任していた時期に発給された文書であり(「はじめに」小川註⑤所掲著書一八九～一九〇ページ)、引付頭人奉書である可能性も完全には否定できない。しかし、端裏に「執事方施行案」とあること、大半の引付頭人奉書に見られる「訴状具書如レ此」文言が存在しないこと(註②)、同じくほとんどの引付頭人奉書がそうであるような違乱人の濫妨や押領を禁止する命令とは異なる内容であることを考慮すると、師直が執事としての立場で発給した文書である可能性がきわめて高いと考える。

④ 建武三(一三三六)年四月一九日付筑前守護小弐頼尚遵行状(筑前宗像文書・『南北朝遺文九州編』第一巻五八一号、以下『南遺九』一一五八一のように記す)。ただしこの遵行状は、厳密に言えば下文拝領者に直に宛てて発給する点において鎌倉幕府的である(第四章参照)。

⑤ 明徳四(一三九三)年四月八日付和泉守護大内義弘遵行状写(秋田藩採集古文書五・『大日本史料』第七編之一)。

⑥ 貞和三(一三四七)年四月七日付足利直義裁許状写(遠山文書・『神奈川県史』資料編3 古代・中世(3上)三九七六号)。

⑦ 二階堂道本申状（玉燭宝典裏書・『南北朝遺文中国四国編』第二巻一六〇九号、以下『南遺中四』二―一六〇九のように記す）。
⑧ 暦応元（一三三八）年九月一一日付足利直義裁許状（長門熊谷家文書・『南遺中四』一―七九四）。
⑨ 『大日本古文書　上杉家文書之三』一一八四号。「はじめに」佐藤註⑧所掲論文参照。
⑩ 永井英治「南北朝内乱初期の裁判における幕府・朝廷関係」（『年報中世史研究』二二、一九九七年）、斉藤慎一「遵行状・打渡状の獲得と相伝」（『今日の古文書学　第3巻　中世』雄山閣、二〇〇〇年）。

## 第二章　執事施行状の発給手続

本章では、執事施行状の発給手続とその手続が漸進的に変化している事実を解明する。一章の冒頭に挙げた〔史料一〕・〔史料二〕をふたたび見ていただきたい。従来は指摘されなかった事実であるが、施行状の書式は二通りあるのである。①

〔史料一〕には、冒頭に「（下文拝領者氏名）申」という文言がある。〔史料二〕にはこの文言がない。私は、〔史料一〕の書式は下文拝領者の申状による申請を承けて発給された事実を反映していると考えて、この書式を「申請式」と名付けた。〔史料二〕の場合は、下文拝領者の申状による申請を経ずに発給されたため、文頭から申請文言が消滅したのだと考える。本稿では、これを便宜上「自動式」と呼ぶことにする。②

以下、施行状の発給手続が具体的に窺える史料を用いて、右の推定を論証しよう。

### A　申状などで申請する方式（申請式）

〔史料六〕

目安　嶋津安芸入道明見（資久）申、

欲下早任二御下文旨一、被レ下二御教書一、弥抽二忠功一上子細事、
副進二通御下文

右、於二日向国臼杵院・同国宮崎郡・肥後国山鹿庄・同国尻無村等一者、明見云二軍忠一、云二奉公一、依レ致二多年労功一、所二充賜一也、然早任二御下文之旨一、被レ成二下御教書一、弥抽二忠節一、目安言上如レ件、

応安二年八月　日③

島津明見目安写である。明見は観応二（一三五一）年二月一三日に尊氏下文を獲得し、④該所領を拝領した。しかし施行状を獲得できず、応安二（一三六九）年まで一八年間も恩賞地を実効領有できなかった。そこで本史料を幕府に提出し、「御教書」の発給を要請したのである。「御教書」とは、関連史料である次の〔史料七〕に「未レ及二施行一」とあることから、通常の所務遵行命令ではなく執事施行状である可能性が高いと考える。このように、申状を提出して下文施行状を獲得する手続がまず存在した。

単に申請するだけではなく、守護・探題等から執事施行状獲得を要請する挙状を獲得する方式もあった。

〔史料七〕

嶋津安芸入道明見（資久）申、日向国臼杵院地頭職上椙左馬助跡事、雖レ令レ拝二領御下文（朝房）一、未レ及二施行一之由、歎申候、可レ被レ経二御沙汰一、目出候哉、随分致二忠節一仁候之間、如レ此執申候、以二此旨一、可レ有二御披露一候、恐惶謹言、

正月廿五日（永和二年）　沙弥了俊（今川貞世）（花押影）

進上　武蔵守殿（細川頼之）⑤

鎮西管領今川了俊挙状写である。島津明見は前掲〔史料六〕の目安を幕府に提出したものの、やはり施行状を獲得できず、そのため了俊から挙状を獲得したのである。

守護・使節は、すでに指摘されているように、軍忠吹挙状を執事に提出して配下の武士の恩賞要求に協力したり⑥、任国内の闕所地調査を行って幕府に報告したりするなど⑦、恩賞に関して重要な役割を果たしている。恩賞地を当知行できない武士がいる場合には積極的に施行状獲得を援護したのである。

下文拝領者が、挙状発給を要請した申状が管見の限り一通残存しているので紹介しよう。

〔史料八〕

橘薩摩一族等謹言上、

欲レ早。且預二京都御注進一。且任二将軍家御下文旨一、下二賜御施行一、全レ知行上、恩賞地大隅国種嶋地頭職事、

副進

一通、将軍家御下文、

右、（中略）預二御吹挙一、令レ拝二領当嶋一、施二面目一以来、鎮二数ヶ度御合戦一、毎度有レ忠無レ怠之処、依レ未レ下二賜京都御施行一、雖レ有二拝領之号一、無二知行実一之上者、早預二御注進一、下二賜御施行一、全二知行一、弥為レ抽二武功忠貞一、言上如レ件、

暦応三年五月　日⑧

橘薩摩一族等申状案である。橘薩摩一族は、大隅国種島地頭職を建武三（一三三六）年四月七日付尊氏下文によって拝領したが⑨、「京都御施行」、すなわち執事施行状を獲得できなかったために恩賞地を知行することができなかった。そこで、本史料によって大隅守護あるいは鎮西管領に「京都御注進」、つまり京都の幕府に対する挙状の発給を要求したのである⑩。挙状を獲得した後、一族は改めて申状を作成し、挙状とあわせて幕府に提出して施行状の発給を申請したものと考えられる。実際にこの後、貞和二（一三四六）年九月二六日に執事施行状が発給された（〔史料四〕）。

## B　下文拝領者の申請によらず発給される方式（自動式）

管見の限りで執事施行状の発給を申請する申状は、〔史料六〕と、間接的に申請している〔史料八〕の二通しか存在せず、きわめて少ない。必ず申状を経て発給される引付頭人奉書の申状の残存数と比較してもこの少なさは異常である。これは、申状を提出せずに執事施行状を獲得する場合が非常に多かった事実を示すと考える。その場合、大きく分けて次に述べる二つの発給方式が存在したと考える。

第一のケース。まず、下文拝領者が執事や奉行人のもとへ直接下文を持参して施行状発給を要求する場合があったと考えられる。これに関しては、室町期の御判御教書の施行について上島氏が推測しているので[11]、下文の施行の場合も同様の事例があったとして差し支えないであろう。また、下文と守護・使節の挙状をもって、あるいは場合によっては挙状のみで施行状発給の可否が決定される場合も存在したと推測される。鎌倉後期から南北朝期にかけての幕府の命令には、明らかに守護・使節の注進のみに基づいて発せられたと推測できる例が散見する[12]。注進と挙状は本質的に同じものと考えてよかろう。なにより、弘安七（一二八四）年八月一七日制定鎌倉幕府追加法第五五八条に[13]、六波羅・鎮西守護の注進状について、「訴人雖レ不二参向一、随二到来一、早速可二申沙汰一」とあり、鎌倉後期にはすでに訴人が提訴・出廷しなくても注進状が到来するだけで審議を行う訴訟手続が存在したことが裏づけられるので、南北朝期の執事施行状においても同様の発給手続が存在したと想定してよいと考える。

第二のケース。下文拝領者が幕府に施行状発給をまったく働きかけず、幕府の方で下文発給後に自動的に審議を継続し、施行状を発給する方式である。儀式史料から明らかにこのように発給されている事実が判明する例がある。

〔史料九〕

廿二日、（中略）

次御恩沙汰、御吉書座席
（足利義満）
御座
（細川頼之）
執権
（京極高秀）
礼部
（中条元威）
武庫禅
（二階堂行照）
中書禅

石清水八幡宮御寄進、以二越中国姫野一族跡一、御奉レ寄レ之、彼御寄進状於二当座一礼部渡二進執権一、
其時分自余之人々退出云々、於二別座一施行判畢、同夜被レ召二八幡御師善法寺一、御寄進状幷御施行被仰二渡一畢、其後於二内々一御祝、
（後略）[14]

『花営三代記』応安五（一三七二）年一一月二二日条である。この日、将軍義満の御判始および吉書・評定・恩賞沙汰が行われた。本史料はその時の模様を記した記録である。この日の儀式の進行過程を簡単に説明すると、まず越中国姫野一族跡を石清水八幡宮に寄進する寄進状を、将軍義満の前で恩賞頭人京極高秀が執事細川頼之に渡した[15]。頼之は、その後別の場所で施行状に加判した。この日の夜八幡宮の御師を幕府に呼び、寄進状と施行状を御師に渡した。

まず注目するべき事実は、施行状発給が恩賞沙汰と完全に同化してしまわず、「別座」においてあくまでも独立して行われていることである[16]。通常はここでもあらためて審議を行うことになっていたらしく、この審議の前半部分を少なくとも一五世紀後半には「管領一列伺事」、あるいは「管領所役」と言った[17]。従って、本例においては記述はないが、当然「別座」では通常に準じた審議を行っていたと考えられる。一章で考察した下文を再チェックする施行状の相対的独自性は、手続の面からも裏づけることができよう。

しかしここで私が強調したいのは、寄進状発給直後に拝領者の申状提出を経ず、自動的に施行状が発給されている事実である。自動式第二のケースの存在は、本史料から確実に実証できる。なお、本史料は儀式史料で特殊な性質を有するため、ここに見える施行状の自動発給は儀式における省略に過ぎず、通常は申請を必要とした可能性も考えられる。しかし、

後述するように当該期は施行システムが充分機能している時期である上に、将軍の御判始というきわめて重要な儀式であるからこそ、南北朝後期における最も典型的な発給手続に則っていると考えられるから、その点に関しては問題なかろう。

何より、通常においても第二のケースで発給したと思われる例も存在するのである。文和元（一三五二）年一一月一五日、近江国麻生荘を祇園社執行顕詮に造営料所として与える義詮御判御教書が出された。顕詮は同月二〇日、担当奉行安威入道に会ってこの御教書を受け取ったのであるが、この時安威は顕詮に「麻生施行、自二引付方一令可レ成」、すなわち「施行状は、引付方から急いで発給します」と約束し[18]、事実、わずか二日後の二二日、安威の約束どおり御教書施行状が出た[19]。顕詮が安威に面会したとき、顕詮が申状を提出したという記述はない。このときすでに幕府は施行状発給を内定しており、安威はその事実を彼に伝えただけであると考える。顕詮が行ったアプローチは、せいぜい安威に発給の意志を口頭で確認したことくらいであったろう。本例は引付頭人による御判御教書の施行状の事例であるが、執事施行状においても同様の発給手続が存在したと考えてよかろう。

この例に窺えるように、自動発給方式が存在するのは、下文と施行状の担当奉行人が同一人物であった場合が多く[20]、一般に訴人は普段から奉行人と密接に連絡を取っている事実からも論理的に首肯できる[21]。こうした場合、下文拝領者はいちいち奉行人に申状を提出する必要はなかったと考えられるからである。

自動式においては、執事施行状発給の場は恩賞沙汰の後、同日あるいは数日後に定期的にもたれた。同日付で、異なる下文拝領者に対して執事施行状が出された例が散見するので（例えば、表3・22、23、24）、いくつかの案件をまとめて処理して複数の施行状を発給する場合が多かったと考えられる。この方式では、下文拝領者は守護挙状や下文のみを提出したり、あるいは口頭で発給を依頼する程度なのである。

以上、発給手続が大別して二種類存在した事実を論証した。本章冒頭で述べた申請式・自動式という施行状の二つの書

式がそれぞれA（申請）・B（自動）の発給手続と対応していると考える。現に、申状によって発給されたと考えられる〔史料四〕は申請式である。一方、自動的に発給されたと推定できる、後年代の管領細川政元施行状[22]、先に述べた麻生荘に関する義詮御判御教書施行状、上島氏が指摘した管領細川持之施行状[23]、これらはすべて自動式なのである。書式の相違は単なる偶然である可能性もあるが、以上の事実から私はそうとは考えない。また、もし偶然であるなら性質上、必ず申状を経て発給される引付頭人奉書にも自動式が頻繁に見られなければならないが、ほぼ例外なく申請式である。例外の存在を完全には否定できないが、多くの場合は書式と発給手続が一致しているという推論は許されると思う。

申請式の存在は、原則として下文拝領者が申状を提出して申請しなければ施行状が発給されなかった状況を示していると考えられる。つまり、施行状は固定化したシステムではなかったのである。発給手続を分析しても、一章と同様の結論を得ることができた。

だが、下文拝領者と下文担当奉行人の密接な交際なども反映して、申状提出を省略して下文や守護挙状のみで施行状発給の可否が審議される簡略なケースもあったと考えられる。これが自動式第一のケースである。そして、下文に問題がなく、かつ尊氏・執事高師直が下文拝領者に格別な厚情を抱いている場合などには、幕府の方であらかじめ下文と同時に施行状を作成してしまうケースも出現したと考える。自動式第二のケースである。

表の「書式」欄を見ていただきたい。「●」は申請式、「○」は自動式の施行状であることを示す。一見して明らかであるように、執事施行状も含む全体的な下文施行状の書式は、初期には断然申請式が多い。一方で、自動式施行状は建武四（一三三七）年から出現し、発給数が徐々に増え、大体暦応年間（一三三八～一三四二）には両者の発給頻度が拮抗し、その後逆転していると言える。細かく見れば無論直線的な変化ではないが、大まかな傾向としては下文施行状の書式は申請式から自動式へ漸次変化していると言えよう。この現象は、申状によって発給を要請するケースが時代を下るにつれて減少し、自動的な発給方式が増加していったことを明瞭に示すと考える。これは、師直が発給手続の迅速化をはかり、かつ

格別な配慮を加える武士・寺社の枠を年々拡大していったためであろう。そしてこの事実は、師直が執事施行状を原則としてすべての下文について発給する体制、すなわち「制度」化を目指していたことをもまた暗示すると思われる。断言は控えるが、現存施行状に徴する限り、特に暦応以降は相当強くこのような意志を彼は有したと推測する。

① なお、中村直勝『日本古文書学　上』（角川書店、一九七一年）六六八～六六九ページにおいて、二種類の書式の執事施行状の例が紹介されており、氏は私の言う自動式を「下知状」、申請式を「将軍御教書」と呼んでいるが、この考え方は無論、現在の古文書学の水準では不正確である。

② 本文で後述するように、自動式には挙状・下文のみ、あるいは内々の交渉による発給方式も含む。厳密に言えば、それらは「自動」という概念からは少し外れるかもしれない。しかし、いずれも申状提出による発給手続よりは、下文拝領者側からのアプローチが少なく、より幕府が積極的に下文の実現を援護する姿勢を見せる発給手続と言えるであろう。自動式とは、特に〔史料九〕に見るような最も自動的な手続を念頭におき、あくまでも便宜的につけた呼称であることを付言しておく。

③ 島津明見目安写（薩藩旧記二七所収樺山文書・『南遺九』四―四七九一）。

④ 写（薩藩旧記二三所収樺山文書・『南遺九』三―三〇〇四）。

⑤ 鎮西管領令川了俊挙状写（薩藩旧記二九所収樺山文書・『南遺九』五―五二六八）。なお、『南遺九』は本史料を永和二（一三七六）年発給と推定するが、『大日本史料』は応安八（一三七五）年発給と推定する。

⑥ 「はじめに」漆原註⑥所掲著書七五～一四九ページ。

⑦ 「はじめに」田代註⑥所掲論文二〇ページ。

⑧ 橘薩摩一族申状案（東京大学史料編纂所所蔵橘中村文書・『南遺九』二―一五二六）。

⑨ 尊氏下文案（肥前橘中村文書・『南遺九』一―五六七）。

⑩ 漆原氏は、提出先は大隅守護島津氏であるとする（「はじめに」註⑥所掲同氏著書八七～八八ページ）。しかし、この申請の結果出された執事施行状（〔史料四〕）が、鎮西管領宛である事実などから、申状の提出先も同じく鎮西管領である可能性があろう。

⑪ 上島有「南北朝時代の申状について」（日本古文書学会編『日本古文書学論集7　中世Ⅲ　南北朝時代の武家文書』吉川弘文館、一九八六年、初出一九七六年）一七五～一七六ページ。

⑫ 文保二（一三一八）年一一月二日付鎮西御教書（肥前深堀家文書・『鎌倉遺文』第三十五巻二六八三〇、二六八三一号）、貞治六（一三六七）年六月六日付足利義詮御判御教書（長門山内首藤家文書・『南遺中四』四―三五四〇）など。

⑬ 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集　第一巻　鎌倉幕府法』（岩波書店、一九五五年）二六一ページ。本法については、熊谷隆之「六波羅における裁許と評定」（『史林』八五―六、二〇〇二年）二六～二七ページでも論及されている。

⑭ 『群書類従』雑部所収。管見の限り施行状の発給手続を明確に記述した記録は、〔史料九〕のほかには、同じく義満御判始の模様を記録

した『松田貞秀筆記』（『続群書類従』雑部。これと同記録である『松田丹後守長秀記』（『立入文書』京都大学文学部日本史研究室所蔵影写本）と校合した）と、後年の将軍義材（義稙）の将軍宣下以下の儀式の模様を記した『延徳二年将軍宣下記』（『続群書類従』武家部）および『蔭涼軒日録』延徳二（一四九〇）年七月八日条（『増補　続史料大成24』）しかない。この時の儀式の進行過程も基本的には義満の沙汰始の時と同じである。

⑮　京極高秀が恩賞頭人である事実については、「はじめに」註⑤所掲小川著書二五〇ページ。『花営三代記』応安五（一三七二）年三月一二日条。

⑯　この「別座」こそ執事施行状の発給機関で、仁政方であると私は考える。従来の仁政方についての理解は私見とは全く異なる（「はじめに」註①所掲佐藤「官制体系」一九四ページ、「はじめに」註②所掲山家論文三～五ページ、「はじめに」註③所掲家永論文四〇～四五ページ、「はじめに」註④所掲岩元「政務機構」一五～一七ページなど）。また、山家氏は執事施行状の発給機関を所付方とするが疑問である（同論文一四ページ）。それらについて論じる紙数的余裕はまったくないので、別の機会に詳しく論証する。

⑰　註⑭所掲『将軍宣下記』。

⑱　『祇園執行日記』正平七（一三五二）年一一月二〇日条（『八坂神社記録』一（増補　続史料大成43』））。

⑲　『祇園社記』御神領部五（『八坂神社記録』三（『増補　続史料大成45』）四五二ページ）。

⑳　この点については、例えば上島有「古文書の様式について」（『史学雑誌』九七―一一、一九八八年）六九～七〇ページ参照。

㉑　例えば、『東寺学衆方評定引付』貞和四（一三四八）年一二月一七日条（東寺百合文書ム函二〇号）には、学衆方評定において幕府奉行人に贈与する「歳末引物」について審議された事実が記されている。

㉒　註⑭所掲『将軍宣下記』所収。

㉓　註⑪。この管領施行状は、東寺文書六芸之部数一〇および東寺百合文書せ武家御教書并達七二。なお、義満の恩賞沙汰始の時に発給された執事頼之施行状は残念ながら現存しない。

## 第三章　執事施行状の確立

下文施行システムが「制度」として完全に定着した時期はいつなのであろうか。観応元（一三五〇）年一二月二三日付の師直施行状写（表1・66）を最後として、彼が観応の擾乱で敗死したことにより下文施行状は約一年にわたって消滅する①。

観応二（一三五一）年一一月から、幕府は尊氏・義詮がそれぞれ東国・西国を分割統治する体制に入り②、東国においては仁木頼章の執事就任に伴って、下文施行が復活するのであるが、私は以下に述べる二つの事実が下文施行権確立の時期

を暗示していると考える。

〔史料一〇〕

一　合戦咎事

帯二御下文施行一輩、尤可レ相二待使節遵行一之処、恣乱二入所々一之間、本主依二支申一、多及二合戦一之由、有二其聞一、甚不レ可レ然、自今以後者、不レ論二理非一、至二故戦之輩一者、悉可レ収二公所帯一、亦於二防戦之仁一者、可レ被レ分二召所領半分一、但非二領主一者、可レ准二故戦一也矣、③

分割統治開始の約一年後の観応三（一三五二）年九月一八日に制定された追加法第六〇条である。内容は、武士が下文施行状を所持しながら守護等による遵行を待たずに自力で恩賞地に乱入して本主と交戦することを禁じ、故戦防戦について規定した法令である。④

本法は、管見の限りで下文施行状について明言し、その存在を認知している最初の法令である。換言すれば、少なくとも本法が制定された観応三年九月までには下文施行システムは原則化していたとまず言えよう。

次に、この時期西国に出された義詮の下文や御判御教書には当初施行状が発給されなかったのであるが、表3に明らかなように本法制定後に引付頭人による施行状が大量に出現する事実が挙げられる。つまり、師直敗死以来、約一年一〇ヶ月の長期間にわたって西国には下文施行システムが存在しなかったのであるが、観応三年九月の時点で西国でもそれが復活し、それは六〇条制定を契機としていると推定できるのである。

以上第一・第二の二つの事実を合わせて考えると、六〇条は西国に下文施行システムを拡大すると同時に、今後下文発給後には原則として施行状を発給することを暗に宣言し、その代わり、主として武士に自力救済を厳禁し、施行状の遵守を強く求めた法令であったと言えよう。つまり、観応三年九月に至って初めて幕府は下文施行状を「制度」として完全に承認したと推測する。⑤実際、本法制定以降は下文施行システムはほぼ断絶することなく続くのである。

六〇条制定によって幕府自らが下文施行状の発給を原則化したため、これ以降は原則としてすべての下文に自動的に施行状がつくことになったと考える。実際表に明らかなように、特に西国の下文施行状では、師直末期にすでに顕著に見られた自動式の優勢が決定的となる。ただ、後年代においても申請式が減少しながらも残存しているのは、下文拝領者の施行状再発給等異議申し立ての手続として残されたためであろう。また、六〇条制定以降においても何らかの事情によっては下文施行状を発給しなかった場合もあったと考える。それは例えば、明徳年間に至っても守護が下文を直接遵行している事例の存在によって裏づけることができる。⑥施行状発給はあくまでも原則であったと考える。

ところで、本法で原則として認められたのはあくまでも下文施行システムであり、この権限を執事だけが行使したわけではなく、一章で述べたように将軍や引付頭人も、時に下文施行権を執事から奪取して自ら行使しようとする意向を示すようになったのである。

執事が下文施行権を最終的に完全に掌握したのは細川頼之期以降である。執事がその地位の安定に伴って、将軍発給文書のうちで最も重要である下文の施行権を独占し得た事実は、当然御判御教書や御内書といった下文以外の将軍発給文書の施行権をも掌握したことを意味すると考えて差し支えない。残存する下文施行状以外の執事施行状からも、それを裏づけることができる。執事頼之期に、執事施行状が最終的に慣習化したと言ってよい。⑦もっとも、頼之を後継した斯波義将期から執事が管領と呼ばれることが定着するので、⑧執事施行状もまた管領施行状という名称に変化するのであるが。

以上の考察をまとめると、擾乱までは前章で論じたように師直が既成事実の積み重ねで執事施行状の確立を目指していた時期、擾乱以後は下文施行権の存在が幕府によって事後承諾的に認知されたものの施行状発給者が一元化しなかった時期、執事頼之期においてその権限が最終的に執事に一元化して執事施行状がすべての将軍発給文書を施行するものとして「制度」化した時期と大別して三期に分けられると言える。

なお、表に明らかなように擾乱以降、文和元（一三五二）年をピークとして下文施行状の発給数は減少しているのであ

るが、下文施行状以外の執事・管領施行状全体の発給数も含めれば、施行システムが衰退したとは全く言えない。⑨至徳二（一三八五）年頃からは、以前はあまり見られなかった安堵御判御教書の施行が出現した。安堵施行も応永一〇年代（一四〇四～一四一三）に衰退するが、代わって守護不入化・段銭免除といった特権を与える御判御教書の施行状が主流となる。従って、執事施行状の「制度」的確立を頼之期であるとする私見は妥当であると考えられることを付け加えておく。

① 表1・67の、義詮による尊氏寄進状・直義寄進状の施行は例外と考えて差し支えないだろう。

② 小要博「発給文書よりみたる足利義詮の地位と権限」（『法制史学』二八、一九七六年）四一～四五ページ。

③ 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集　第二巻　室町幕府法』（岩波書店、一九五七年、三一ページ、以下『法制史料集』三一ページのように記す）。本法に関しては、羽下徳彦「故戦防戦をめぐって――中世的法秩序に関する一素描――」（『論集　中世の窓』吉川弘文館、一九七七年所収）一一八～一一九ページ、新田一郎「「由緒」と「施行」――「将軍親裁」の構造と基盤」（勝又鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、一九九六年所収）一六ページでも論じられている。

④ 本法は、下文のみ所持して施行状を所持していない者に関しては特に規定していない。しかし、この法も含めて、援乱前後の幕府が故戦防戦に関する追加法をいくつか出し、訴訟当事者の自力救済を厳しく禁止する方向で政策を進めている事実を考慮に入れれば（羽下註③所掲論文一一八～一二〇ページ）、自力救済による下文の実現は、施行状における場合と同様に違法とされていることは論理的に明白でないだろうか。つまり、下文しか有していない輩の場合は、まずは施行状を獲得し、その上で守護・使節に施行状に基づく遵行を依頼するべきことが当然の前提とされていたと考えられるのである。

⑤ 私のこの理解は、追加六〇条が下文施行権の確立を明確に表現していない点が問題であるが、この理由は、本法が師直・頼章等による大量の下文施行状発給という既成事実を「黙認」するという側面が強かったためであると考える。つまり現実としては、下文施行状は広く認知された文書となっていたので、確立を明言するのもはばかられたのではないであろうか。

⑥ 第一章註⑤所引史料。

⑦ ただし、管領交代期には将軍が施行状発給を代行した（表4・13、14、41、44）。小川註⑤所掲著書四七〇～四七一ページなども参照されたい。

⑧ 楞野一裕「室町幕府開創期における執事と管領」（津田秀夫先生古稀記念『封建社会と近代』同朋舎、一九八九年）。

⑨ 「はじめに」註⑤所掲小川著書所載の、執事・管領発給文書の諸表も参照されたい。

## 第四章　執事施行状出現・確立の理由

南北朝期に突如執事施行状が出現し、定着した理由は何なのであろうか。

前代鎌倉幕府の場合、第三者に強制執行を命じる室町幕府的な意味での施行は、後期にきわめて例外的にしか見られない。鎌倉幕府の施行状は、通常当事者宛に発給され、拝領者の自力救済を幕府の権威で補完する存在に過ぎず、それ自体には執行力はなかった①。充行・安堵下文や寄進状を拝領した武士・寺社は、実力で恩賞地・安堵地や寄進地を占領・領有するべきであった②。南北朝期に入っても、そうした者はかなり存在したらしい。三章で触れた〔史料一〇〕の追加法第六〇条からは、観応の擾乱期においても単独で恩賞地に武力侵攻する者が相当数存在した状況が窺える。

しかし一方では、当時すでに自力救済では領有が不可能な武士・寺社が多数存在したと思われる。彼らはまずは守護（時に探題・使節）に対し、鎌倉後期以来徐々に整備され、従来は主として悪党等による押領・濫妨停止に用いられていた遵行システムを③、下文の実現のために発動するよう依頼したと考えられる。確かに守護が依頼に応じた場合もあったが④、多くの場合では守護は下文のみでは容易に遵行を行おうとしなかったと私は推測する。

その理由は、守護の緩怠もあるが、下文自身に問題をはらむものがあまりにも多かったからである。挙兵以後、きわめて多数の武士・寺社が恩賞・寄進を求めて尊氏に殺到した。行軍中の尊氏は、大した調査を行えず、彼らの要求する所領名を記した下文を乱発せざるを得なかった。平時においても、基本的に恩賞地の選定は守護の作成・提出する闕所注文に基づいて行われるのであるが、この闕所注文が「楚忽」、すなわち誤っている場合が多々あったため、適正でない下文の発給が頻発した⑤。幕府自身、「追年擾乱之間、任二勇士之懇望一、不レ及二糺決一、補任之條、不慮之儀也」と大して調査もせず要求どおりに恩賞を与えていることを認めざるを得なかった⑥。当然にせの下文もにせ綸旨と同様に横行したことであろう。かかる状況では、たとえ守護が遵行を行ったとしても押領と訴えられ、引付頭人等から停止命令を出されるなど⑦、不利な

立場に置かれる可能性がきわめて高かったであろう。

そこで、下文拝領者は下文の正当性を保証し、かつ守護に遵行を強く命令する内容の幕府文書の発給を、将軍の執事であった師直に申請するようになったと考える。建武政権期の師直は、足利家領の寄進地においてすでにその原型を発給していたが[8]、挙兵後、書止文言を鎌倉期の足利家の執事奉書の「仍執達如レ件」から「依レ仰執達如レ件」に変更するなど、様式も前代の関東御教書と同一にし、申請に応じて恩賞地の下地沙汰付命令の大量発給を開始した。かくして執事施行状が誕生したのである。自力では恩賞地・奇進地を支配できない武士・寺社が多数存在したこと、何より内乱による混乱のために問題のある下文を大量に発給せざるを得なかったことが、執事施行状出現の理由である。一章で論じたように、下文の整理・補完、そして下文の内容を物理的強制力をもって実現させることが、執事施行状の機能である。

前述したように自動式施行状の増加から、師直は執事施行状の「制度」化を目指しており、またその目標を達成しつつあったと考えられるのであるが、一方では依然初期においては施行状は完全には「制度」化していなかった。そのため、たとえば初期においては申請式が主流であったし、観応の擾乱において師直が敗死した後、約一年にもわたって中絶したと考えられる。しかしながら、開幕早々下文に執事施行状が大量に発給された意義は高く評価するべきである。観応の擾乱以前は、鎌倉幕府的建前が室町幕府独自の新政策と相克し、現実の問題を背景として駆逐されていく過程だったのである。

執事施行状の執行力は、引付頭人奉書と比較すると相対的に強力であったと考える。守護が自らの利害に反する引付頭人奉書を無視する場合が多かった点についてはすでに先学の指摘がある[9]。対して、執事施行状を遵守することは、軍忠武士・親幕寺社に新たな権益を与えることによって彼らの幕府、ひいては守護に対する求心力をさらに強めることに役立つので、守護にとってもメリットが多かったと考えられる。被官人が恩賞地を占有していた場合などには、守護も下文施行を緩怠することもあったが[10]、大筋においては守護は執事施行状の方をより遵守したと言えよう。なお、一章で指摘した再

発給型の遵行命令は、引付頭人奉書の方が執事施行状よりもはるかに多く残存している。再発給されるということは、その回数だけ命令が貫徹しなかった事実を端的に物語るものであるから、この事実は執事施行状の執行力が引付頭人奉書のそれよりも相対的に強かったことを実証的に示す傍証であろう。

三章で述べたように、下文施行状は観応三（一三五二）年に確立し、発給手続も自動式が主流となり、頼之期に入って施行者が執事に一元化し、執事施行状が確立した。この理由は、本章で論じたように施行システムが下文や御教書拝領者にとって現実的に非常に有効な制度だったからである。室町期に入っても、幕府の誤った判断はやはり一定度の割合で存在し、その整理は重要であったと思われる。執事施行状は管領施行状とその名を変えて、施行する対象である将軍発給文書を下文から安堵・御判へと変化させながら存続し続けたのである。

本章の最後に、建武政権の綸旨施行との関係について簡単に触れたい。森茂暁氏によれば、建武元（一三三四）年三月はじめ頃、綸旨を所持していても雑訴決断所牒を持っていなければ下地を遵行してはならないことを国司・守護に命じる法が雑訴決断所から出され、これ以降綸旨は決断所牒によって施行された[11]。このシステムは室町幕府の下文施行に酷似している。執事施行状は建武政権の綸旨施行を参考にして生み出された側面もあると考えられ、施行状システムは、南北朝期の利益分配の貫徹にはそれだけ有効で、ほかに選択の余地のない制度であったのである。

① また、鎌倉期の足利家の執事奉書は南北朝期以降のそれとは書式・内容ともに全く異なる（上島有「折紙の足利尊氏袖判文書について」（同『足利尊氏文書の総合的研究　本文編』国書刊行会、二〇〇一年所収、初出一九八七年）。

② 例えば川合康「鎌倉幕府荘郷地頭職の展開に関する一考察」（『日本史研究』二七二、一九八五年）。山本博也「頼朝と本領安堵」（石井進編『都と鄙の中世史』吉川弘文館、一九九二年所収）二一〇～二一八ページなど。

③ 遵行制度の沿革については、外岡慎一郎「六波羅探題と西国守護――〈両使〉をめぐって――」（『日本史研究』二六八、一九八四年）、同「鎌倉末～南北朝期の守護と国人――「六波羅――両使制」再論」（『ヒストリア』一三三、一九九一年）、同「使節遵行と在地社会」（『歴史学研究』六九〇、一九九六年）、古澤直人『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、一九九一年、初出一九八八年）一八〇～二五二ペー

ジなどを参照されたい。

④ 第一章註④所引史料など。

⑤ 「はじめに」註⑥所掲田代論文。同様の指摘を永井英治氏もしている（第一章註⑩所掲論文八二～八四ページ）。

⑥ 室町幕府追加法第七九条（『法制史料集』三八ページ）。

⑦ 建武四（一三三七）年七月二三日付引付頭人高師直奉書案（加賀前田家所蔵文書・『南遺九』一―九九六）などは、その実例である可能性が高い。

⑧ 建武二（一三三五）年五月七日付執事奉書（山城東文書・『南遺九』一―二五二）。

⑨ 小川信「南北朝内乱」（岩波講座『日本歴史6 中世2』、一九七八年）一〇三～一〇四ページなど、多数の先学が同様の指摘をしている。

⑩ 具体例は例えば、康永四（一三四五）年六月日付内藤教泰申状案（長門内藤家文書・『南遺中四』二―一四一五）。

⑪ 森茂暁『建武政権』（同『南北朝期公武関係史の研究』文献出版、一九八四年、初出一九七九年）七一～七三・八二～八三ページ。

## おわりに

執事施行状は、充行下文などの将軍発給文書をもう一度チェックし、その実効を強力に命じることによって幕府の低い行政能力を補強した。その効力は無論万能ではないが①、それでも武士・寺社の恩賞要求を相当程度満たしたであろうことは確実に言える。幕府は武士・寺社に対する恩賞・寄進をこうした形で貫徹したのである。

本稿の最後に、師直の執事施行状が南北朝初期室町幕府の権力構造において果たした役割について大まかな見通しを述べて擱筆したい。彼の施行状発給によって恩賞充行を担当する尊氏――師直ラインの比重が高まり、特に師直の権力が増大することによって、一方の安堵・裁許を担当する直義――引付ラインとの軋轢が生じたと考えられる。直義は執事師直の過大な権力強化を当然快く思わなかったであろうし、直義下知状や安堵下文に原則として施行状がつかない事実からも知られるように②、鎌倉以来の伝統的政策を維持する彼としては、政策面からも前代には存在しなかった執事施行状発給は異議のあるところであったろう。また、引付方と同様な遵行命令を発給する存在が幕府内に出現したことは、たとえば擾乱以降引付頭人も下文施行状を発給した例に端的に見られるように、長期的に見れば執事・引付頭人両者の権限の重複を

もたらし、この点も直義は問題としたのではないか。施行状発給をめぐる直義・師直両者の政策の相違が観応の擾乱の大きな原因となったと考えるが、紙数の都合上詳細な論証は別稿に譲りたい。

① 例えば、第一章註⑧所引史料では、下文・執事施行状を証文として提出した論人が敗訴している。

② 第一章註①所掲上島論文六四～六五、六八ページ。ただし、表2に明らかなように直義下文に施行状がつく場合もまれに存在した。

（京都大学研修員）

# The Formation and Development of *Shitsuji-shigyojo* during the Muromachi Shogunate: With Special Emphasis on the Analysis of the *Kudashibumi-shigyo* System

by

KAMEDA Toshitaka

Although research into the rewards-policy of the Muromachi shogunate in the early Nambokucho period does not appear to have progressed greatly when compared to the study of the judiciary system of the same period, it is necessary to further develop such research to gain an understanding of the political history of the period because the rewards-policy was the most important authority exercised by the shogun 将軍. This study analyzes the document called *shitsuji-shigyojo* 執事施行状 as a key to further analysis.

The shoguns of the early Nambokucho period issued documents of a type known as *kudashibumi* 下文, granting new feudal estates to the samurai who had contributed to the shogunate militarily. In a like manner, documents known as *kishinjo* 寄進状 were issued to temples and shrines that had conducted prayer ceremonies on behalf of the shogunate. The *kudashibumi-shigyojo* 下文施行状 was a document issued after a kudashibumi had been issued, and used the phrase 任御下文, meaning "in conformance with the contents of kudashibumi." These kudashibumi-shigyojo were issued to the *shugo* 守護 and ordered his compliance, *jumgyo* 遵行, which in this case meant banishing those who were occupying a reward-estate illegally and conveying the estate to the recipient of the *kudashibumi*.

The post of *shitsuji* 執事, which was the first post occupied by Ko no Moronao, was to assist the shogun, and the occupant chiefly issued this type of document, which was thus called a shitsuji-shigyojo. The shitsuji-shigyojo had important functions that kudashibumi alone lacked. They not only ordered the shugo to comply, as noted above, but also inspected the contents of kudashibumis and selected them properly. Therefore, the shitsuji-shigyojo was not a mere appendage to kudashibumi as has been supposed by earlier scholars. In the beginning, a system in which those who received a kudashibumi submitted a petition to the shogunate in order to acquire the *shigyojo* 施行状 was employed (known as the application method). In special cases, the document might be

issued automatically absent a petition (known as the automatic method). There are two kinds of wording used in shigyojo, corresponding to the difference of the two types of issuance. As years passed, the percentage issued by the automatic method increased gradually. The automatic method became the principal type after the turbulence of the Kanno 観応 era, in which shogun Ashikaga Takauji fought against his younger brother Tadayoshi.

It is thought that the change in the issuance system indicates that the system in which shitsuji-shigyojo were at first issued irregularly had been institutionalized. The existence of the kudashibumi-shigyojo was confirmed by the 60th article of the supplement to Muromachi shogunate's laws enacted in September 1352. Thereafter, the *hikitsuketonin* 引付頭人 and the shogun also began to issue shigyojo; and along with shitsuji, the three officials began to compete over the right to issue the shigyojo. The right was restored to the hands of the shitsuji during the term of the shitsuji Hosokawa Yoriyuki, who firmly established the shitsuji-shigyojo system.

A document similar to the shitsuji-shigyojo did not exist in the Kamakura period. A warrior who was issued a kudashibumi at that time would have had to occupy the land awarded him by force of arms. The reason for the appearance of the shitsuji-shigyojo in the Nambokucho period is due to the fact that during the confusion of early stage of the civil war, many inappropriate kudashibumi, which confiscated lands of allies and rewarded them to others, were issued, and there was a sharp decrease in the number of grantees who could effectively occupy their reward-estates. Thus it is thought that it became necessary for power of the shogunate be used to reinforce the kudashibumi. By issuing the shitsuji-shigyojo, the shogunate implemented a rewards-policy, benefited samurai allies, and achieved victory in the civil war of the Nambokucho period.